

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	R04(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
1 地域の自殺の実態を分析する															
(1) 地域に即した調査・分析の推進															
① 自殺対策に関する統計的研究及び情報提供															
	001 人口動態統計や自殺統計による自殺者の実態分析	県は、「人口動態統計」「自殺統計」を、県、保健福祉事務所及びセンター、市町村のそれぞれの地域エリアごとに分析して、重層的な実態分析に取り組みます。	「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行った。自殺統計(警察統計)はリニューアルし、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速にアップするよう努めた。									「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	002 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供を行った。									「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	003 関係機関、民間団体との連携による情報収集、実態分析	自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体と連携し、情報収集や統計的な分析を行い、地域における効果的な自殺対策の推進に取り組みます。	自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体と連携し、情報収集や統計的な分析を行い、地域における効果的な自殺対策の推進に取り組んだ。									「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。	様々な機関と連携し、随時情報共有し、自殺の実態把握すること。	引き続き、様々な機関と連携し、随時情報共有を行い、自殺の実態把握に努める。	精神保健福祉センター
(2) 情報収集提供体制の充実															
① 国、市町村、関係機関、団体と連携し、情報収集及び提供、相互の活用															
	004 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供【再掲】	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供した。									「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速に更新した。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	005 地域自殺実態プロフィール等の情報提供	国が設置する自殺総合対策推進センターが作成する「地域自殺実態プロフィール」を基に、効果的な対策を考察して、市町村へ情報提供することに取り組みます。	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の統計分析をまとめ、必要な情報を適切に提供した。									市町村、保健福祉事務所・センター等が自殺対策事業を実施するうえで、必要な統計分析をはじめ、必要な情報提供を行った。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を実施し、市町村に随時情報提供をする。	精神保健福祉センター
② 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への情報提供															
	006 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への提供	県警察本部からの情報提供により、自殺の年代、動機等を知ったうえで適切な対応や対策ができるよう、県内で発生した自殺と断定した自殺者数について、正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組みます。	関係行政機関に対し、自殺統計の確定値を情報提供した。									関係行政機関に対し、神奈川県警察で集計した昨年の県内の自殺者数及び原因・動機に関する自殺統計を情報提供し、自殺対策の施策に貢献した。	統計数値の情報提供であるため、課題になる案件はない。	自殺統計について、引き続き正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組む。	人身安全対策課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
2 自殺対策に関する普及啓発を推進する														
(1) 県民に対する普及啓発事業の実施														
① 自殺対策に関する普及啓発														
	007 自殺予防週間等における自殺対策街頭キャンペーン・講演会の実施	県、市町村、民間団体は協力して、自殺予防週間を中心に、街頭キャンペーン及び自殺対策講演会を開催し、県民への普及啓発に取り組みます。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで開催した。南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、国際医療福祉大小田原保健医療学部が共催。	全ての保健福祉事務所管内(8箇所)で街頭キャンペーン・講演会を実施する。	○	8箇所	4箇所	8箇所	8箇所	100.0%	A	新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、オンライン・対面等、講演会やキャンペーンの実施方法について検討していく。多様な形での自殺対策の普及啓発を図っていく。	8箇所全ての県保福管内での実施ができたので、引き続き地域の意向を踏まえて開催していく。	精神保健福祉センター
	008 リーフレット等を活用した県民への周知	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、地域におけるイベントは少なかつたが、アフターコロナの不安を抱える県民は多い。イトーヨーカドー店舗での配布や、地域からの依頼で検診会場で配布した実績があった。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。	○	毎年度3,000部配布	3,000部	23,000部	3,000部	766.7%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また自殺の危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要のため、今後も普及啓発を強化していく。特に、女性の自殺者数の増加、若年者の自殺者が減少していない現状を踏まえて、自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策のイベントや講演会等で配布し、普及啓発のさらなる強化を図ります。	精神保健福祉センター
	009 自殺対策強化月間におけるCM等の配信	自殺予防週間や自殺対策強化月間において、若年者の関心がある映画の上映時に、自殺対策関連のCMを配信する等、若年者層が相談窓口等をより利用しやすくなるよう、取組みを進めます。	9月と3月の強化月間において、「こころの電話相談」や「LINE相談いのちのほっとライン@かながわ」、ストレスチェックアプリ・ホームページ「こころナビかながわ」の利用促進や身近な窓口等への相談を呼びかける動画を、多くの年代の方々が目にする電車内ビジョンやそごう横浜店内の大型ビジョンで放映した。4県市で情報を共有し、なるべく路線が被らないようにするなど、県内の全域に向けた普及啓発を行えた。	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めることを目的として、平成30年度から34年度間で、県内の路線バス累計650台において、自殺対策関連CMを配信する。	○	5年間で650台のバス広告掲出	0台	560台	520台	107.7%	A	近年はバスではなく電車内ビジョンなどでの広告を実施している。4県市で相互の取組等も紹介できるとよい。	様々な地域の幅広い年代の方々に目にしていだき、県内全域で普及啓発活動を実施できるよう県として4県市と調整していきたい。	がん・疾病対策課
	010 鉄道会社と連携した鉄道構内等での普及啓発の実施	自殺予防週間を中心に、鉄道会社等の協力により、駅構内ディスプレイにおいて自殺対策関連のCMを放映する等、あらゆる世代が自殺対策への関心と理解を深めることができるよう取り組みます。	小田急電鉄の協力を得て、鉄道駅26駅舎構内の運行ディスプレイにおいて、自殺予防週間のある9月及び自殺対策月間である3月に、当該作成の自殺対策関連のCMを放映した。CM放映実施時期：①令和4年9月1日～9月30日②令和5年3月1日～3月31日	各年度、自殺対策強化月間中に、県民が通勤・通学に利用する鉄道沿線の20以上の駅舎にて、普及啓発動画を放映し、県民の自殺対策への理解を深める。	○	毎年度20駅舎以上	26駅舎	26駅舎	20駅舎	130.0%	A	予算化は困難であるため、鉄道会社からの協力支援が不可欠である。	引き続き、協力を得られるよう、今後も鉄道会社との連携を深めていきたい。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター
	011 九都県市での自殺対策普及啓発の実施	九都県市による連絡調整会議を通じて、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における共同の取組みを進めます。また、他都県市に対して、県が作成した自殺対策関連のCM素材の活用を呼びかけるなど、広域的な普及啓発の取組みを強化します。	九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を神奈川県がオンラインで主催して行い、会議内容を踏まえて、九都県市が一体となり、街頭キャンペーンや自治体HPにて普及啓発活動を行った。	各年度、九都県市の自殺対策担当者で各自の取組みや情報を共有し、連携して広域的な自殺対策を行う。	○	毎年度九都県市の調整会議を開催	1回	1回	1回	100.0%	A	新型コロナウイルス禍においても引き続き県民の自殺対策への理解を促進できるよう、九都県市が協調して意見交換を行う必要がある。	連絡調整会議(神奈川県で開催予定)にて情報共有を行い、令和4年度と同様、九都県市が一体となり、新型コロナウイルス禍の状況踏まえ、街頭キャンペーンや自治体HPにて普及啓発活動等を行う。主催自治体として、交付金の減額調整のことなども議題にあげていきたい。	がん・疾病対策課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
② 地域における自殺対策に関する普及啓発														
	012 保健福祉事務所・センターにおける講演会の実施	地域における自殺対策の普及啓発として、保健福祉事務所・センターにおいて、自殺対策に関連した講演会や普及啓発活動等の取組みを強化し、地域における普及啓発の推進を図ります。	【鎌倉保健福祉事務所】・「いきるを支える鎌倉・逗子・葉山」実行委員会年間6回開催。行政や関係機関を構成機関とする地域の自殺対策についての検討会を実施した。 ・若年層の自殺リスクを低減するため、コロナ禍で不安やストレスが高まっている現状を理解し、自殺対策を意識した地域作りを進めることをテーマとした講演会を開催した。参加者数 43人(会場30人、オンライン13人) 【小田原保健福祉事務所】が9月と3月それぞれ1か月間、合同庁舎1階にて普及啓発の展示を行った。	講演会の参加人数は目標値に届かなかったものの、参加者アンケートでは「講演会の内容を理解できた」「自殺予防のために今回の講演会は役立つ」が80%以上という回答であった。地域全体で取り組む自殺対策の重要性への理解が深まったと考えられ、おおむね順調に進展したと評価する。								【鎌倉保健福祉事務所】講演会参加者のうち30代以下は全体の10%にとどまり、地域全体に普及啓発を行うには、周知や申込み方法にすべての年代がアクセスしやすい工夫が必要になる。 【小田原保健福祉事務所】ノベルティグッズがないと足を止めてもらえない。	【鎌倉保健福祉事務所】・次年度も、「いきるを支える鎌倉・逗子・葉山」実行委員会若年層の自殺リスクを低減するため、コロナ禍で不安やストレスが高まっている現状を理解し、自殺対策を意識した地域作りを進めることをテーマとした講演会を開催する予定。	保健福祉事務所・センター
	013 リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、県民への普及啓発に取り組みます。	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、地域におけるイベントは少なかつたが、アフターコロナの不安を抱える県民は多い。イトーヨーカドー店舗での配布や、地域からの依頼で検診会場で配布した実績があった。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。	○	毎年度3,000部配布	3,000部	23,000部	3,000部	766.7%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また自殺の危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要なため、今後も普及啓発を強化していく。特に、女性の自殺者数の増加、若年者の自殺者が減少していない現状を踏まえて、自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策のイベントや講演会等で配布し、普及啓発のさらなる強化を図ります。	精神保健福祉センター
	014 生涯学習指導者研修	生涯学習指導者研修の中で、市町村や県の職員を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。	生涯学習指導者研修のうち、読書活動実践コースにおいては、子どもの読書活動推進に関わる各市町村や図書館等の職員やボランティアを対象に、放課後子ども教室等推進コースにおいては、県内の放課後子ども教室推進事業等に携わる方及び放課後児童健全育成事業に携わる児童指導員等を対象に、人権課題に関する講義や協議を行った。人権尊重の意識の高揚を図り、人権教育を推進することができた。	人権への知識や感覚を身につけるため、市町村や県の職員を対象に、人権教育に係る内容を含めた生涯学習指導者研修を毎年度2回開催する。	○	生涯学習指導者研修を毎年度2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	市町村や対象者のニーズを踏まえながら研修内容の充実を図るとともに、研修をとおして県と市町村の連携を強化する必要がある。	今後も引き続き、生涯学習指導者研修の中で、県や市町村の生涯学習・社会教育行政担当職員等や公民館職員等を対象に人権教育を実施することで、人権に対する正しい理解と認識を深めていく。	生涯学習課
	015 教育事務所人権教育研修講座(社会教育関係団体指導者等)	教育事務所人権教育研修講座の中で、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。	4教育事務所、管内PTA役員等社会教育関係団体指導者を対象に、人権課題に関する講義を聞くことにより、家庭や地域における人権尊重の意識の高揚を図り、人権教育を推進することができた。	人権への知識や感覚を身につけるため、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催する。	○	教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催	4回	4回	4回	100.0%	A	各教育事務所管内における社会教育関係団体指導者のニーズを踏まえながら、研修内容の充実を図る必要がある。	令和5年度から、教育事務所に係る人権教育事業を行政課に一体化する。	生涯学習課
③ インターネット・SNS等を利用した情報発信														
	016 ホームページによる情報発信	「社会の問題」として総合的に取り組むことが必要な自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、県ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や関連情報を積極的に発信します。	【がん・疾病対策課】自殺対策強化月間を中心にホームページの更新を随時行い、最新のデータの情報発信に努めた。 【精神保健福祉センター】自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、9月の予防週間や3月の強化月間などに合わせて、ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や相談窓口等の関連情報を発信した。	【がん・疾病対策課】定期的な情報の更新を行い、サイトを見やすいようにリニューアルしたため。 【精神保健福祉センター】県民に対して神奈川県での自殺の状況や相談窓口の案内等、自殺対策に関する知識についての普及啓発となった。								【がん・疾病対策課】情報の更新だけでなく、分かりやすいページづくりを継続していく。 【精神保健福祉センター】見やすくタイムリーなホームページを作成することに努める。	【がん・疾病対策課】ポータルサイトの開設し、見やすいHPを作成し、最新の情報を掲載する。 【精神保健福祉センター】自殺に関する情報をタイムリーに更新することで、県民に自殺の現状についての理解を促すこと。並びに相談窓口等の関連情報を掲載することで、県民が自殺に傾くことがないよう情報発信に努める。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター
	017 ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営	特に、若年者層に対する自殺予防を重点的に取り組むため、気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若年者層が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ等でアプリの周知を行った結果、令和4年度は総アクセス件数が67,283件であった。	アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)	○	300,000件	78,000件	511,378件	256,800件	242.4%	A	自殺者の減少に向けて、本アプリをより多くの方に利用してもらうため、特に若年者層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、アプリの周知を実施する必要がある。	学生等の若年層が利用する機会が多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方に対してアプリの周知を実施する。	がん・疾病対策課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(2) 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施															
① 自分の大切さ、他者の大切さを認める教育への取組み															
	018 教科指導等における心身の健康づくりの教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達と健康づくり、ストレス対処及び疾病予防に関する取組みや教育実践を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領において、小学校では、病気やけがの予防、心の発達及び不安や悩みへの対処について理解し、簡単な対処をすることを上げている。</li> <li>・中学校や高等学校の保健体育では、「現代社会と健康」の中で、健康の保持増進と生活習慣病などの予防には、調和のとれた生活を実践する必要があることを内容として取り上げている。また、高等学校では、精神の健康を保持するためには、欲求やストレスに適切に対処すること等も取り上げている。</li> <li>・発達段階に応じた「いのちを大切に」指導や「心のケア」につながる支援、「性に関する指導を通じた心身の発達と健康」の指導が行われるよう、令和4年3月に改訂した「性に関する指導の手引き」の活用を促進した。</li> <li>・各校における取組や教育実践を支援した。</li> </ul>										児童生徒は、生涯にわたり、社会生活における健康・安全について理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの管理と改善に基づく「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要がある。	各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課
	019 「いのちの授業」の実践	「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、学校・地域・家庭で活用できる教材に指導ガイドを盛り込んだハンドブックを作成し、現在、各学校で展開されている「いのちの授業」のより一層の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内の全ての学校での、学習指導要領に基づき、様々な内容・方法により、子どもたちが「いのち」のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きる大切さ、人への思いやり、互いに支え合って生きる大切さなどを実感する「いのちの授業」の推進。</li> <li>○ 各学校における様々な実践事例を1,829収集するとともに、「いのちの授業」感動作文等を11,822作品収集し、大賞などの優秀作品を10作品表彰することで普及啓発を図った。</li> <li>○ 令和5年2月には「かながわ『いのちの授業』10周年記念誌」を作成し、県内の各教育事務所、各市町村教育委員会をとおして、各市町村立小・中学校、PTA等の関係団体、公民館、図書館等、各課関係機関での配架・配付を依頼した。</li> </ul>	「『いのちの授業』ハンドブック」や「ハンドブック概要版リーフレット」を活用し、学校・家庭・地域における「いのちの授業」の取組のさらなる充実と普及を図るとともに、「いのちの授業」の広がり計る一つの指標とするため、「いのちの授業」大賞への作文応募数を独自目標とする。									<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校では日常的に様々な「いのちの授業」が実践されているが、家庭や地域における様々な取組については、「いのちの授業」としてあまり認識されていない。第10回「いのちの授業」大賞作文募集は、11,000作品を超える応募があったが、まだ広く県民にまで認識されたとはいえない。今後、より一層「いのちの授業」の「見える化」を図り、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える取組とともに、更なる推進を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いのちの授業」ハンドブックを活用し、各学校における「いのちの授業」のより一層の充実を図る。</li> <li>○ 「いのちの授業」ハンドブック概要版リーフレットを活用しながら、「いのちの授業」の取組を保護者や地域の方に周知すること等を通じて、家庭や地域でも、子どもと大人が「いのち」について考えたり、話したりする機会が増えるよう県PTA協議会等と連携し、取り組んでいく。</li> <li>○ 引き続き、「いのち」のかけがえのなさや、人への思いやり、互いに支え合って生きる大切さなどを学ぶ「いのちの授業」のより一層の充実、推進が必要とされる。「いのちの授業」の取組をとおして、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える取組とともに、学校だけでなく家庭や地域にも裾野を広げて推進する。</li> </ul>	子ども教育支援課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	020 中学生・高校生に対する「いのちの大切さを学ぶ教室」の推進	県内の中学生・高校生に対し、犯罪被害者等の生の声や犯罪被害者等のおかれた厳しい状況等を伝えることで、被害者等に対する理解と共感を育み、同時に自分や他人の「いのち」の大切さ、加害者になってはいけないという規範意識を醸成する取組みとして、推進を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度から当面の間、開催を中止している。	次世代を担う中学生・高校生に犯罪被害やその家族に置かれている立場、命の大切について理解を深めるため、講話式授業を実施し、社会全体で犯罪被害等を思いやり支える気運を醸成させる。		○	平成23年開始時からの実績回数平均値77回を実施	83回	0回	77回	0.0%	E	令和3年度から開催を中止しているため、今後、事業を再開した場合、開催学校の確保及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた実施方法が課題となっている。	事業再開時には、県教育局等関係機関に対する周知・協力依頼を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたクラス単位等の小規模やリモート等による実施を検討する。	被害者支援室
② 「いのち」を大切にすることを心がける教育の実施															
	021 「いのち」を大切にすることを心がける教育推進研究委託事業	県内の小・中学校から4校を推進校に選定し、学校現場において、教科、道徳、特別活動などあらゆる機会を通じて、「いのち」の大切さを学ぶ「いのちの授業」を実施し、ホームページ上に研究事例・研究成果を公表し、県内各学校への周知を図ります。	「いのちを大切にすることを心がける教育」推進研究校4校においてコロナ禍において、研修会等、計画を変更し、可能な範囲の取組を実施。	4教育事務所管内からそれぞれ小中学校のうち1校(計4校)を「いのちを大切にすることを心がける教育」推進校として、「いのち」を大切に、夢や希望、感謝の心をもって生きることができると子どもの育成に取り組む。		○	毎年度「いのちを大切にすることを心がける教育」推進校4校	4校	4校	4校	100.0%	A	4教育事務所管内で、それぞれの小・中学校で細かな計画を立て、年間を通して取り組んでいるが、活動の成果等を普及していくことが課題である。	「いのちの授業」大賞の応募が増え、認識は広がっている。そこで、次年度も研究校における作文提出を継続し、その場限りの取り組みではなく、継続的に意識させる取組として行っていく。また、自殺予防に関する講演などと関連付けた実践の可能性を検討していく。	子ども教育支援課
	022 教科指導等における「いのち」と、健康習慣の関連を理解する教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達や生活環境に応じた健康づくり、社会生活に応じたストレス対処及び疾病予防に関する取組みや教育実践を支援します。	・高等学校学習指導要領の保健体育では、「生涯を通じた健康」の中で、健康の保持増進には、思春期、結婚生活、加齢等の生涯の各段階の健康課題に応じ、健康管理や環境づくりをする必要があることを内容として取り上げている。その際に、必要に応じ生殖に関する機能を関連付けて扱う場合には、責任感の涵養、異性の尊重、性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮している。 ・発達段階に応じた「いのちを大切に」する指導や「心のケア」につながる支援、性犯罪や性暴力、人権に関する相談機関一覧について、令和4年3月に改定した「性に関する指導の手引き」の活用を促す中で周知した。 ・各校における取組や教育実践を支援した。	学習指導要領に基づき行われる各校における取組みや教育実践のため、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。									児童生徒は、生涯にわたり、社会生活における健康・安全について理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの管理と改善に基づく「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要がある。	各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課
3 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する															
(1) かかりつけ医師等への精神疾患の診断、治療技術の向上															
① かかりつけ医師等への適切なうつ病の患者への対応力向上研修の実施															
	023 こころといのちの地域医療支援事業	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組めます。	・新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策をはかり、政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催した。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講者累計1,200人(政令市含む)		○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	1063人	1200人	88.6%	B	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	・引き続き、4区市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(2) 教職員、児童・生徒に対する研修の実施															
① 教職員等を対象とした自殺対策及びメンタルヘルス対策の推進															
	024 自殺対策に関する出前講座	小学校、中学校、高等学校等において、困難に直面した時に、生きることを選択できるように、教職員や児童・生徒を対象に、自殺対策やストレス対処法についての知識を深める「出前講座」を実施します。	実施回数17回、参加者数563人。内訳は小学校1回、中学校5回、高等学校8回、支援学校1回、教育委員会・その他2回。	平成30年度から34年度の5年間で、累計60箇所を出前講座実施。	○		5年間の開催箇所累計 60箇所	0箇所	79箇所	60箇所	131.7%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、また、生徒からのSOSの受け止めが適切にできるように、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
	025 教職員向け研修会への講師派遣	教職員向け研修会等で教職員を対象に、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することできるように、精神保健福祉センターから講師を派遣します。	実施回数17回、参加者数563人。内訳は小学校1回、中学校5回、高等学校8回、支援学校1回、教育委員会・その他2回。				教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。						教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、また、生徒からのSOSの受け止めが適切にできるように、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
	026 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施	県内大学等との連携を強化し、大学生や大学の教職員に対して、自分や友人、家族等がこころの不調に気づき、適切に対応することができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。	これまで実施してきた2大学へ働きかけ実施することができた。 開催回数 2回 ①県立保健福祉大学保健福祉学部社会学部学生 養成者数 31人 ②国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科学学生 養成者数 82人	県内の大学2校以上において、大学生向けのゲートキーパー養成研修を実施する。	○		毎年度県内大学2校以上においてゲートキーパー養成研修を実施	1件	2校	2校	100.0%	A	大学生へのゲートキーパー養成研修として、より効果的な内容にしていこうと、研修の実施先の開拓が求められる。	実施方法等を検討していく。	精神保健福祉センター
(3) 地域保健や産業保健関係職員の資質向上															
① 行政担当者等を対象とした自殺対策に関する研修の実施															
	027 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状や自殺対策、自死遺支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施します。	新型コロナウイルス感染症対策に配慮して開催方法を調整した。 自殺対策基礎研修1(オンライン開催)89人、自殺対策基礎研修2(オンライン開催)119人 第1回地域自殺対策担当者会議(ハイブリッド開催)56人、第2回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人。合計 317人	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○		5年間での受講修了者累計 550人	0人	1311人	550人	238.4%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状やコロナ禍における自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。様々な開催方法で対応していく。	精神保健福祉センター
	028 ゲートキーパー養成研修	市町村が企画・実施する庁内職員等を対象としたゲートキーパー養成研修の講師を務めるなど、行政担当者等の人材養成を推進します。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で251回開催され、11,824人が養成された。行政職員が3,346人と最多。以下一般住民、教職員、民生委員、消防職員等動画による研修も実施されている。集合によるフォローアップ研修は10回。377人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	ゲートキーパー養成数累計 132,701人(平成20年度～平成34年度)	○		累計 132,701人養成	85,201人	241,415人	132,701人	328.9%	A	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修のあり方	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
② 地域の人材養成研修の講師を担う指導者養成研修の実施															
	029 ゲートキーパーフォローアップ研修	ゲートキーパー養成研修の講師となる行政機関や関係機関の職員が、受講者に応じた研修内容を企画し、また、養成したゲートキーパーのフォローアップ研修を実施するために、生きることへの支援等必要な情報や知識を得るための研修の実施に取り組みます。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で152回開催され、11,824人が養成された。行政職員が3,346人と最多。以下一般住民、教職員、民生委員、消防職員等動画による研修も実施されている。集合によるフォローアップ研修は10回。377人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	ゲートキーパーフォローアップ研修への30市町村及び8保健福祉事務所(計38機関)の60%以上の機関の参加	○		毎年度23機関以上の参加	11機関	33機関	23機関	143.5%	A	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で152回241,355人養成。コロナ禍で開催できなかった所属も多かったが、ゲートキーパー養成数は増えた。	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課							
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定										
③ 職場におけるメンタルヘルス対策として産業保健関係職員に対する研修の実施																					
	030 職域研修会の実施	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。  【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 ・大和センター管内:1回71名参加										職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター						
④ 介護支援専門員等の資質の向上																					
① 介護支援専門員への研修の実施																					
	031 介護支援専門員への研修の実施	介護支援専門員に対し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するための研修を実施する。	下記の研修を実施した。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ:令和4年6月～令和5年3月(年7回) ・専門研修課程Ⅱ:令和4年4月～令和5年3月(年15回) イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容)→専門研修課程Ⅰ参照 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)→専門研修課程Ⅱ参照 ・実務未経験者向け更新研修:令和4年6月～令和5年3月(年5回) ウ 主任介護支援専門員研修:令和4年9月～令和5年3月(年2回) エ 主任介護支援専門員更新研修:令和4年9月～令和5年3月(年2回)	介護保険制度の中で中核的な役割を担う介護支援専門員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ ・専門研修課程Ⅱ イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容) ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容) ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修								以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 イ 更新研修 ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	年1回以上の開催	1回以上	1回以上	100.0%	A	研修内容及び受講者の受講環境の一層の向上を図る必要がある。	引き続き研修を体系的に実施するとともに、研修の内容等の改善を図っていく。	地域福祉課	
② 老人クラブ等への研修や情報提供の実施																					
	032 老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	各地域の老人クラブと連携し、会員が主体となって企画している研修会において、ゲートキーパー養成研修を実施します。	【令和元年 実施できず】 【令和2年 -3ブロック】 【令和3年 -1ブロック】で開催 【令和4年 1ブロック】で開催	全てのブロック(6箇所)老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施									平成34年度末までに6箇所で開催	2箇所	7箇所	6箇所	125.0%	A	高齢者にとってセンシティブなテーマであり、地域の研修会とセットなどニーズがあれば応えていきたい。	各地域老人クラブと連携し、開催する。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対応を取りながら、研修会等の企画の中でゲートキーパー養成研修の働きかけを行いたい。	精神保健福祉センター
⑤ 民生委員・児童委員等への研修の実施																					
① 民生委員・児童委員等への研修や普及啓発の実施																					
	033 民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施	民生委員・児童委員への研修で、委員活動に必要な知識の習得を図るほか、新任研修やテーマ別研修において、自殺対策を含めた精神保健福祉分野の研修を行います。また、研修の機会に、パンフレット配布など、自殺対策に関する情報提供等を行います。	・新任研修(Youtube動画配信及びDVD・資料配布):1回開催 ・テーマ別研修(Youtube動画配信及びDVD・資料配布):2回開催 ・リーダー研修(Youtube動画配信及びDVD・資料配布):1回開催	地域福祉で重要な役割を担っている民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・リーダー研修									以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・リーダー研修	年1回以上の開催	1回以上	1回以上	100.0%	A	より一層研修効果を高めるため、アンケート結果を確認し、研修に反映できるよう検討を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した研修を実施できた。アンケートの結果からも、民生委員・児童委員に対する十分な効果があったことが確認できた。次年度以降も同様に研修を行う。	地域福祉課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
(6) 多重債務者の生活再建に関する相談員の資質の向上														
① 多重債務相談窓口相談員等への知識、理解の普及啓発														
	034 生活再建支援相談 研修	多重債務者問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を学ぶことで、自治体相談窓口の強化を図り、より適切な相談窓口につなげることができる人材を育成するため、研修会を実施します。	多重債務者と接する機会の多い、県および県内市町村の各種相談窓口担当職員や相談員等向けに「多重債務者の背景と現状、相談対応方法」をテーマに研修を実施した。	多重債務相談に役立つ研修を年1回以上実施する。	○	毎年度1回以上研修を実施する。	1回	1回	1回	100.0%	A	生活困窮者自立支援法により家計改善支援事業の実施が各自治体の努力義務となったため、家計相談の役割分担を踏まえ、消費生活行政として実施する多重債務者対策研修の在り方を検討、実施していく必要がある。	生活困窮者自立支援法に基づく事業との役割分担を考慮しつつ、多重債務で悩む方からの相談に対応できる人材育成の研修を検討、実施していく。	消費生活課
	035 多重債務者等生活再建支援相談員向けのアドバイザー研修講師派遣の実施	国が実施する特別相談会において生活再建支援相談を併設実施します。また、地域における相談機会を確保するため、市町村等への出張支援相談を行うほか、市町村等の相談員・職員に対し、生活再建支援相談に関するアドバイス等を実施します。	【令和元年度事業終了】生活困窮者自立支援法の改正に伴い、福祉部局との役割分担が明確となったことから、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業を見直し、令和元年度をもって、「多重債務者等生活再建支援相談員向けのアドバイザー研修講師派遣」の事業は終了した。令和2年度以降は実施していない。  なお、国の「多重債務者相談強化キャンペーン2022」に基づき多重債務者特別相談会を実施し、関係機関協力のもと、引き続き生活再建支援相談を併設実施した。		○	消費生活行政として実施する「多重債務者等生活再建支援相談員向けのアドバイザー研修講師派遣」の事業は終了したが、多重債務者特別相談会において生活再建支援相談を実施し、一定の成果をあげた。						生活困窮者自立支援法により家計改善支援事業の実施が各自治体の努力義務となった。役割分担を踏まえた上で、引き続き福祉部局や関係機関等と連携を図る必要がある。	生活困窮者自立支援法に基づく事業との役割分担を考慮しつつ、福祉部局、関係機関と連携を図っていく。	消費生活課
(7) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上														
① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発														
	036 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	警察官や消防職員も含めた行政職員を対象に、自殺の現状や対策、自死遺族の支援、職員のストレス対応法等についての理解を深めるために研修を開催します。	新型コロナウイルス感染症対策に配慮して開催方法を調整した。 自殺対策基礎研修1(オンライン開催)89人、自殺対策基礎研修2(オンライン開催)119人 第1回地域自殺対策担当者会議(ハイブリッド開催)56人、第2回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人。合計 317人	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○	5年間での受講修了者累計 550人	0人	1311人	550人	238.4%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状やコロナ禍における自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。様々な開催方法で対応していく。	精神保健福祉センター
(8) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進														
① 自殺対策従事者へのこころのケアに関する研修の実施														
	037 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺対策に従事する職員のこころのケアや、ストレスの対処方法について、知識、理解を普及する研修を実施します。	新型コロナウイルス感染症対策に配慮して開催方法を調整した。 自殺対策基礎研修1(オンライン開催)89人、自殺対策基礎研修2(オンライン開催)119人 第1回地域自殺対策担当者会議(ハイブリッド開催)56人、第2回地域自殺対策担当者会議(オンライン開催)53人。合計 317人	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○	5年間での受講修了者累計 550人	0人	1311人	550人	238.4%	A	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状やコロナ禍における自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。様々な開催方法で対応していく。	精神保健福祉センター
	038 ゲートキーパー養成研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、こころの不調に気づき、適切に対応することができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で251回開催され、11,824人が養成された。行政職員が3,346人と最多。以下一般住民、教職員、民生委員、消防職員等動画による研修も実施されている。集合によるフォローアップ研修は10回、377人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている	ゲートキーパー養成数累計 132,701人(平成20年度～平成34年度)	○	累計 132,701人養成	85,201人	241,415人	132,701人	328.9%	A	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修のあり方	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター



構成施策事業			進捗状況										課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱-中柱 -項目	施策名	内容	実績	項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定				
(9) 研修用テキストの更新及び普及啓発、新たな対象者向けテキストやカリキュラム作成																
① 研修用テキストの更新、様々な対象者向けテキストの作成																
	039 研修用テキストの更新、普及啓発	自殺対策における最新の情報を反映させるなど、ゲートキーパー養成研修で使用するテキストを更新するとともに、養成研修を実施する各機関に配布し、研修内容の質の維持と職員の負担軽減を図ります。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で251回開催され、11,824人が養成された。行政職員が3,346人と最多。以下一般住民、教職員、民生委員、消防職員等動画による研修も実施されている。集合によるフォローアップ研修は10回。377人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。					県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で251回11,824人養成。コロナ禍で開催できなかった所属も多かったが、ゲートキーパー養成数は増えた。						知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修のあり方	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター
4 あらゆる場面において、こころの健康づくりを進める																
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進																
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進																
	040 メンタルヘルス講演会の開催	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催した。	メンタルヘルス講演会開催 年1回	○			毎年度1回開催	1回	1回	1回	100.0%	A	アフターコロナの中、状況に応じた普及啓発を行っていく必要がある。	引き続き、事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を実施していく。	雇用労政課
	041 職場のハラスメント対策等	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	職場におけるハラスメント対策として、12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施したほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行った。	職場のハラスメント対策として中小企業労働改善訪問 370件/年	○			中小企業労働改善訪問 370件/年	370件	396件	370件	107.0%	A	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供する必要がある。	引き続き、職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行う。	雇用労政課
				職場のハラスメント対策として中小企業労務管理セミナー 年6回				6回	7回	6回	116.7%	A				
② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進																
	042 職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 ・大和センター管内:1回71名参加					【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。 【保健福祉事務所】保健師と2名体制で講師対応し、感染症に関する内容と、メンタルヘルスケアに関する内容の二本立てで実施することができた。					職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター	
③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の充実																
	043 働く人のメンタルヘルス相談の実施	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	働く人のメンタルヘルス相談としてかながわ労働センターにおいて毎月4回実施する。	○			月4回	月4回	月4回	月4回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。	雇用労政課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備														
① 地域の相談機関におけるこころの健康問題に関する相談機能の充実及び地域保健、産業保健との連携強化														
044	こころの電話相談	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	【精神保健福祉センター】 相談件数 7,455件 【委託】 相談件数 13,609件 合計 21,064件	平成30年度から34年度の「こころの電話」相談件数 9,300件／年	○	相談件数 9,300件／年	9,284件	21,064件	9,300件	226.5%	A	こころの電話相談では、継続利用者も多いため、必要な方が利用できるように引き続き周知が必要。	こころの電話相談を引き続き実施する。また、相談員の技術向上のため、電話相談員研修会等を実施する。	精神保健福祉センター
045	精神保健福祉普及 相談事業	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 令和4年度:相談19,050件(延件数) 訪問指導3,816件(延件数) (その他) 精神保健福祉相談で精神疾患を抱える方やご家族への来所対応の他、訪問による支援を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	・引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。 ・コロナ禍で実施できなかった普及啓発の研修はオンライン開催する。	保健福祉事務所・センター
046	特定相談(依存症電話相談、自死遺族相談、ピア電話相談)	アルコール等の依存症に関する電話相談、自死遺族からの電話相談、当事者が相談者となるピア電話相談を継続的に実施します。	依存症電話相談 祝日・年末年始を除く月曜日13:30～16:30 200件(稼働日数:47日) 自死遺族電話相談 祝日・年末年始を除く水・木曜日13:30～16:30 216件(稼働日数:97日) ピア電話相談 祝日・年末年始を除く金曜日13:30～16:30 258件(稼働日数:50日)	特定相談は、定期的に開設することで、相談者が安心して相談できる場(電話相談)を提供することを目標としているため、安定的な実施体制を目標とする。	○	依存症電話 相談 週1回	通年で週1 回	1回	1回	100.0%	A	自死遺族電話相談及び依存症電話相談は、より専門的な相談であるため、対応できる相談員に限られている。そのため、不測の事態により対応相談員が不在になることで、安定して電話相談を開設できなくなる可能性もあることから、今後自死遺族電話相談や依存症電話相談に対応できる相談員の育成が課題となる。	今年度は依存症電話相談を拡充したので、相談員の確保とスキルアップを進めていく。	精神保健福祉センター
047	アルコール依存症等 対策の推進	アルコール関連問題についての講演会や研修会を実施します。依存症電話相談において、アルコール依存症本人及び家族等からの相談を受け、適切な治療や対応に関する情報提供や助言をすることにより、相談者の孤立を防ぐことに取り組みます。	アルコール健康相談研修 1回開催 受講者:51人	平成30年度から34年度の5年間でアルコール相談員研修受講者数 累計300人	○	5年間でアル コール相談 員研修受講 者数 累計 300人	0人	190人	300人	63.3%	C	アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者(地域包括や事業所等)へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。	依存症総合対策の一環として位置付けて、アルコール健康相談研修の開催方法を検討していく。	精神保健福祉センター
048	薬物乱用防止の推 進	関係機関の職員が、薬物依存症についての知識を深めるとともに、地域での実践に生かすための研修を実施します。	薬物相談業務研修 43名受講	平成30年度から34年度の5年間で薬物業務相談員研修受講者数 累計700人	○	5年間で薬物 業務相談員 研修受講者 数 累計700 人	0人	303人	700人	43.3%	D	依存症に関しては、地域の支援体制が十分ではないため、県民の関心と理解をさらに深め、地域の支援体制を構築することが必要。オンラインによる研修等、実施方法の検討が課題である。	地域における支援体制の充実を目指し、県民及び支援者の理解をさらに深め、地域の支援体制を構築していく。開催方法については、地域の実情も踏まえて、対面、オンライン等複数検討していく。	精神保健福祉センター

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱一 中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	049 職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署との連携を強化し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。	<p>【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。</p> <p>【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 ・大和センター管内：1回71名参加</p>										職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
② 高齢者、女性、生活困窮者、性的マイノリティ等、様々な対象、課題に対する相談支援体制の連携強化															
	050 「かながわ認知症コールセンター」の運営	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった、認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また、地域で開催している家族の集いの支援、相談会等の取組みを行います。	「かながわ認知症コールセンター」を年間154日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間887件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。			○ 毎年度約150日	148日	154日	154日	100.0%	A	今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、相談体制の充実を図る必要がある。	ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を着実に実施する。	高齢福祉課	
	051 老人クラブによる友愛訪問	老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティア等からなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。また、県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。	・433の友愛チームが活動を実施した。			○ 毎年度441チーム	441チーム	459チーム	441チーム	104.1%	A	・老人クラブ会員数と加入クラブ数が、年々減少傾向にある。	・友愛チーム数の維持を図るため、会員数の減少を抑えるための活性化方策の検討が引き続き必要。	高齢福祉課	
	052 女性電話相談室	日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合わざるを得ない女性自身やその家族等のための電話相談を行います。	・夫婦間、親族間のトラブルや、本人または家族の病気など、女性からの様々な相談を受け付け、必要に応じて各専門窓口の案内などを行った。									悩みを抱えている女性自身やその家族、地域社会等のためにも、解決糸口として、誰でも相談しやすい相談窓口が必要。	引き続き、日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合わざるを得ない女性自身のやその家族等のための電話相談を行う。	女性相談所	
	053 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業	NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対しLGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。	<p>【共生推進本部室】NPO団体と課題解決のために連携・協働してチラシ配架等を行った。</p> <p>【青少年課】-</p> <p>【雇用労政課】事業見直しにより、令和2年度をもって本事業を廃止したため、令和3年度は事業を実施していない。</p> <p>【がん・疾病対策課】相談窓口の周知を図った。</p>									<p>【共生推進本部室】県主催イベントの中でチラシを配布すればより効果があったと思われる。情報連携をより綿密にする必要がある。</p> <p>【青少年課】-</p> <p>【雇用労政課】-</p> <p>【がん・疾病対策課】普及啓発の強化を図る為、今後も精神保健福祉センターや各保険福祉事務所とLGBTへの考え方について情報共有をしていく必要がある。</p>	<p>【共生推進本部室】NPO団体と引き続き課題解決のために連携・協働して事業を実施する。</p> <p>【青少年課】-</p> <p>【雇用労政課】-</p> <p>【がん・疾病対策課】今後も関係機関と連携し、LGBTについて幅広く周知していくとともに、LGBTの方々が孤立し自殺に追い込まれないよう環境づくりを推進する。</p>	共生推進本部室 青少年課 雇用労政課 がん・疾病対策課	

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課				
大柱一 中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定			
	054 性的マイノリティ(LGBT等)交流相談・研修事業	性的マイノリティ(LGBT等)の当事者の交流事業や相談事業を実施するとともに、企業担当者や、児童養護施設職員等を対象とした研修事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・29歳以下の性的マイノリティ(LGBT等)の当事者及びその家族の交流会を8回実施した。</li> <li>・性的マイノリティ当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じた専門相談員の派遣を44件実施した。</li> <li>・児童福祉施設職員向け研修を1回実施した。</li> <li>・企業及び団体の人事担当者等向け研修会をオンラインで1回開催した。</li> <li>・講師派遣事業を8回実施した。</li> </ul>	毎年度、性的マイノリティ(LGBT等)交流相談・研修事業として次のような目安で実施。 ア 交流会 3会場計33回 イ 派遣相談事業 36件 ウ 企業向け研修 2回80人 エ 児童福祉施設職員向け研修 4回計160人		○	交流会 3会場計33回	33回	8回	33回	24.2%	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修について、関係各所と連携しながら広報等を工夫し、多くの参加を呼び掛ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市や関係機関と連携し、広く周知するように努める。</li> </ul> 【計画当初からの変更点】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流会は、令和3年度から月1回の開催になり計12回実施となっている。</li> <li>・企業向け研修は令和3年度からオンラインで1回(定員50人)のみ実施している。</li> <li>・児童福祉施設職員向け研修は2回のみ開催となっている。</li> </ul>	共生推進本部室			
	055 生活困窮者自立促進支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立の促進を図ります。	生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。									新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相談者が急増しており、また、生活困窮者の課題も多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。				生活困窮者の様々な課題に対応するため、引き続き関係機関と連携しながら支援を実施していく。	生活支援課	
	056 ワンストップ支援推進事業	生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度周知のチラシを10,000部作成し、各市町村や関係機関に配布した。</li> <li>・生活困窮者自立支援制度に関する各種支援員向けの研修を実施し、支援員の資質向上及び支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。</li> </ul>	支援者向けの研修の継続的な実施により、生活困窮者自立相談支援員の資質の向上を図り、支援体制の充実強化を図ることで、生活困窮者の自立の促進に寄与する。		○	毎年度、生活困窮者自立支援制度都道府県研修の受講者数300人	150人	19人	300人	6.3%	E				支援を必要とする人が相談窓口につながるよう、引き続き制度の周知を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度周知用のチラシを作成し、制度の周知を図る。</li> <li>・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修をさらに充実させ、支援員の資質向上および支援員同士のネットワークづくりに取り組む。</li> </ul>	生活支援課
	057 求職者に対する生活支援相談	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施した。延べ利用者数:12人													シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく必要がある。	引き続き事業を実施予定。	雇用労政課
	058 かながわ子ども若者総合相談事業	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介し、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野(教育・警察・福祉・児童福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所・LINE相談に対応し、延べ4,021件の相談があった。</li> <li>・相談では、困難を抱える子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。</li> <li>・「子ども・若者を理解するための講演会」を開催し、新型コロナウイルス感染予防の観点から定員を削減し40名の参加があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。</li> <li>・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。</li> </ul>		○	毎年度全体会議1回	1回	1回	1回	100.0%	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染予防に配慮し面接相談の実施を控えてきたが、電話での助言や情報提供等で解決に至らない相談においては、適宜面接相談につなげていく必要がある。</li> <li>・困難な事例においては、精神科の医師や臨床心理士等専門的な助言を要するほか、関係機関との連携が必要である。</li> </ul>	引き続き、電話及び面接相談を実施し、困難を抱える子ども・若者の相談に対応するとともに、必要に応じて専門家の助言を求める。また、支援においては、市町村や他機関と必要な情報を相互に共有するなど連携していく。(LINE相談は今年度から外部委託)	青少年センター			

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 自	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	059 精神保健福祉普及 相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、こころの 病気等について電話や来所による相談支援 や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 令和4年度:相談19,050件(延件数) 訪問指導3,816件(延件数) (その他) 精神保健福祉相談で精神疾患を抱える方 やご家族への来所対応の他、訪問による支 援を行い、必要に応じて関係機関と連携し て対応した。										入院している精神障害者が 退院後も医療中断することなく 地域生活に移行できるよう、 入院中から福祉職、保健師 等が病院訪問し、退院後も家 庭訪問等継続した支援を引 続き充実させる必要がある。	・引き続き、訪問指導の強化 と精神科病院や地域の関係 機関との連携強化を図る。 ・コロナ禍で実施できなかった 普及啓発の研修はオンライン 開催する。	保健福祉事務所・セン ター
③ 精神保健福祉ボランティア団体等県民による身近な地域の支えあいの活動推進															
	060 ふれあい心の友訪 問援助事業	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助 するため、児童の兄・姉に相当する世代を 中心としたメンタルフレンドを、支援を要する 児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取 組みを進めます。	令和4年度活動実績 ・メンタルフレンドの登録数 33名 ・メンタルフレンドの派遣回数 97回	児童相談所が支援を行っている 不登校児童及び情緒障害児 童等のうち、児童相談所長が 適当と認めた子どもの家庭等 にメンタルフレンドを派遣する。			毎年度メン タルフレンドを 派遣する延 べ回数86回	86回	97回	86回	112.8%	A	・令和4年度は3年度に比べ て登録数も派遣回数も伸び ている。 ・安定した事業活動のため、 引き続き事業の普及や広報 について、継続的に取り組む 必要はある。	・引き続き、児童相談所が適 当と認めた子どもに対してメ ンタルフレンドを派遣し、子 どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課
(3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化															
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化															
	061 県立高等学校・県立 中等教育学校へのスク ールカウンセラー配置	臨床心理の専門家であるスクールカウンセ ラーの配置を拡充し、生徒等が十分カウンセ リングを利用できるように取り組みます。	・スクールカウンセラー96名を県立高等学校 等の拠点校に配置し、22,800件の相談に対 応した。 ・スクールカウンセラースーパーバイザーを 教育局に1名配置し、スクールカウンセラ ーへの専門的な助言や緊急時に対応した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、 不安やストレス等を抱えた生徒の心のケア に対応するため、スクールカウンセラーの勤 務時間増を行った。	県立高等学校・県立中等教育 学校へのスクールカウンセ ラー配置			令和4年度末ま でにスクールカ ウンセラー 120人配 置	60人	96人	120人	60.0%	C	子どもにとって自らSOSを発 することは難しく、周囲から見 えづらいものであることを踏ま え、潜在的に支援の必要な 生徒を含めたすべての子ども が抱える困難を確実に把握し 、医療や福祉の関係機関につ なげるなど心理の専門家であ るスクールカウンセラーの配 置拡充が課題である。	子どもが抱える困難に対応す るため、すべての県立高等学 校等にスクールカウンセラー を週1日配置する。	学校支援課
	062 県立高等学校への スクールソーシャルワ ーカー配置	福祉の専門家であるスクールソーシャルワ ーカーの配置を拡充し、より多くの学校が積極 的に活用できるように取り組みます。	スクールソーシャルワーカー30名を県立高 等学校等の拠点校に配置し、8,741件の面 談や関係機関とのケース会議等に対応し た。	県立高等学校へのスクール ソーシャルワーカー配置			スクールソー シャルワー ーカー 30人配 置	20人	30人	30人	100.0%	A	子どもにとって自らSOSを発 することは難しく、周囲から見 えづらいものであることを踏ま え、潜在的に支援の必要な 生徒を含めたすべての子ども の困難を確実に把握し、医療 や福祉の関係機関につなげ るなど、福祉の専門家である スクールソーシャルワーカー の配置拡充が課題である。	子どもが抱える困難に対応す るため、すべての県立高等学 校等にスクールソーシャル ワーカーを週1日配置する。	学校支援課
	063 県立高等学校への スクールメンター配置	生徒の話に耳を傾けながら教職員と連携する スクールメンターの配置を拡充し、生徒一人 ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざし ます。	課題を抱えている生徒を支援するため、ス クールメンターの配置を必要とする県立高 等学校19校、県立中等教育学校1校に配置 し、3,332件の相談や学習支援等に対応し た。	県立高等学校へのスクールメ ンター配置			毎年度スク ールメンター30 人配置	20人	20人	30人	66.7%	C	スクールメンターの配置を希 望する全ての学校に配置し、 活用できるよう、配置計画の 検討を行うことが課題である。	県立高等学校22校、県立中 等教育学校2校に配置し、限 られた時間の中で、より充実 した支援が行えるよう、教職 員とスクールメンターが連携 を図った校内支援体制の充 実に努めていく。	学校支援課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱一 中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度			
	064 県立高等学校・県立中等教育学校への自殺予防の啓発	県立学校の生徒指導担当者や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、児童虐待やいじめ、不登校など、教育現場における今日的な課題をテーマに設定し、研修会を実施した。 ・実施回数 2回	自殺予防啓発の会議への参加者数 累計1,400人(平成28～34年度)	○		160人	1,331人	1,400人	94.4%	B	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、児童・生徒に対して自殺予防に関する更なる啓発活動に取組む必要がある。	引き続き、教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとして研修会を実施する。	学校支援課
	065 公立中学校へのスクールカウンセラー配置	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	1. 配置状況(政令市を除く) 全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 スクールカウンセラーアドバイザーを4教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置。 2. 令和4年度の相談実績 合計58,024件 *小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として 不登校20,497件、いじめ273件、虐待493件などがある。	スクールカウンセラー中学校 全校配置の現状を維持	○		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	これまでもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。	問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取組を推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実を努めていく。また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。あわせて、子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわサポートドック」を新たに実施する。	子ども教育支援課
	066 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	年間40回勤務に、1日あたり7時間、50名のスクールソーシャルワーカーを配置した。(湘南三浦地区14名、県央地区16名、中地区10名、県西地区10名) また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数(延べ数) R4年度 2,575件	各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置 スクールソーシャルワーカー54人 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 2人	○		36人	48人	51人	80.0%	B	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	スクールソーシャルワーカーの配置については、教育相談体制を整備するにあたり、より格差のない状態で安定的に全ての学校に効果を普及するために、広域的行政を担う県が主体的に行う必要がある。個別事案への直接対応を行うとともに、市町村への助言を行うなど、地域の実情に応じた役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置を継続するとともに、各教育事務所にスクールソーシャルワーカーアドバイザーを配置する。あわせて、子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわサポートドック」を新たに実施する。	子ども教育支援課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 自	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化															
	067 地域連携による高校生 のこころサポート事業	推進校に指定された学校の活動報告を、県立学校の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の県立学校への普及に取り組みます。	・県立高等学校(定時制・通信制課程)の中から、事業推進校8校を指定し、コロナ禍におけるストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施するなど、こころの課題を抱える生徒への対応等の校内研修を実施した。  実施回数:27回	平成30年から令和4年までに、 事業の成果を発表する会議への 参加者数 累計約500人	○		5年間で参加 者数500人	0人	643人	500人	128.6%	A	児童虐待や家庭内暴力により、心身に被害を受けている生徒や、学校不応や精神疾患、発達の問題がある生徒など、多岐に渡る課題や困難を抱える子どもへの対応が求められている。	引き続き、事業推進校による取組を推進するとともに、事業成果の普及に取り組む。	学校支援課
③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進															
	068 県内公立学校への 自殺予防の啓発	県内公立学校の学校保健関係教職員を対象に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を図ります。	「健康相談等研修講座」の開催・実施を通して、参加者への若者の自殺に関する現状とその対策等についての理解と、自身がかかわる児童・生徒の自殺予防に対する意識啓発を目指した。令和4年度は公立小・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教職員18名が受講した。	令和4年度末までに、養護教諭 以外の参加者を総数の1/3以上 にする。 (定員58人のままであれば、 17人程度)	○		平成34年度 末までに 教諭以外の 参加者34%	12.0%	27.8%	28.0%	98.8%	B	令和4年度より、高い意欲を持つ教職員の参加を目的としたことから、自己研鑽研修のみとし、定員を20名として開催した。また、講座の内容も自殺対策に重点を置き、講義時間を1時間増やして実施した。研修内容の向上に向け、今後も検討を行っていく必要がある。	受講者アンケートによる研修講座の評価項目(「研修目的の達成」、「職務と責任の自覚」、「教育活動に役立つ」、「ニーズを踏まえた内容」、「意欲の向上」)において現状以上の評価となるよう、研修内容について引き続き検討していく。	保健体育課
(4) 大規模災害時の被災者のこころのケアの推進															
① 大規模災害時に備え、被災地域の精神保健医療活動を適切に行う体制整備															
	069 災害派遣精神医療 チーム(DPAT)体制整備 事業	災害、犯罪被害、事故等の緊急時において専門的なこころのケアに関わる対応が円滑に行われるよう、運営委員会の開催や研修会の実施により、体制を整備します。	かながわDPAT研修 令和4年11月5日(土)リモート研修 11月6日(日)神奈川県精神保健福祉センターにて対面演習を開催し、14機関、38名が受講、修了した。 かながわDPAT技能維持研修 令和5年2月5日(日)日本丸メモリアルパーク研修施設にて対面研修を開催し、6機関、13名が参加し、修了した。	平成34年度末までに、かなが わDPAT登録機関等の機関数 18機関	○		平成34年度 末までに18 機関	12機関	25機関	17機関	260.0%	A	かながわDPAT研修の開催方法やかながわDPAT技能維持研修の更新制に関する具体的な検討が課題である。	災害は、平時の準備が重要であるため、かながわDPAT研修、かながわDPAT技能維持研修を開催し、かながわDPAT構成員の養成、技術向上につとめ、災害に備えていきたい。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター

構成施策事業			進捗状況									課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱一の中柱 一項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定				
5 ICTの活用も含めた若年者への支援を進める															
(1) いじめを苦しめた子どもの自殺予防															
① いじめの早期発見をする地域の体制整備															
	070 「人権・子どもホットライン」等による相談対応	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談のほか、「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等で、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 237件 ・子ども・家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 1,400件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日)614件	「人権・子どもホットライン」等による相談対応 子ども・家庭110番 人権・子どもホットライン 毎日9時～21時 児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間365日	○	「人権・子どもホットライン」等による365日の相談対応	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」、「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等による電話相談を受け付ける。	子ども家庭課	
	071 いじめ・暴力行為問題対策協議会	私立中学高等学校協会、私立小学校協会、私学保護者会連合会の役員を集めて協議をし、情報提供を行います。	・第1回を11月21日に実施し、私立学校関係者が17名参加した。私学振興課から「令和3年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査の結果」について、情報提供と質疑応答を行った。 ・第2回を12月19日に実施し、私立学校関係者が計46名参加した。「人権・同和及びいじめ問題研修会」を合わせて行い、大草心理臨床・教育相談室の大草氏から、「教員の適正な『いじめ』指導について」というテーマで講演と質疑応答を行った。	私立中学高等学校協会等の役員を招請し、年1回協議会を開催	○	毎年度1回の開催	1回	2回	1回	200.0%	A	いじめ防止対策推進法に則したいじめの認知が、学校現場で進んでいないと思われる状況が見受けられる。	いじめの認知及び「いじめ重大事態」の認定について、学校現場の認知が深まるような情報提供を目指していきたい。	私学振興課	
	072 いじめ問題対策研修会	外部講師を招き、毎年研修内容を設定し、県内私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校の教職員を対象に研修会を実施します。	・12月19日に、「第2回 いじめ・暴力行為問題対策協議会」と合わせて実施し、私立学校関係者が計46名参加した。NPO法人Rebitから、「多様な性ってなんだろう？～すべての子どもが過ごしやすい学校とは～」をテーマに、また大草心理臨床・教育相談室の大草氏から、「教員の適正な『いじめ』指導について」というテーマで講演と質疑応答を行った。	県内私立小・中・高等学校の教職員を対象に年1回研修を実施	○	毎年度1回の実施	1回	1回	1回	100.0%	A	いじめ防止対策推進法に則したいじめの認知が、学校現場で進んでいないと思われる状況が見受けられる。	いじめの認知及び「いじめ重大事態」の認定について、学校現場の認知が深まるような情報提供を目指していきたい。	私学振興課	
	073 教育指導担当職員による「いじめ」に関する教育相談の実施	教育指導担当職員が電話(場合によっては直接)にて保護者、生徒等からの教育相談を実施します。	・令和4年度において、保護者、生徒等からの教育相談を約300件受けた。 ・相談者からの要望に応じて、学校に情報提供を行った。										・保護者、生徒等が匿名を希望した場合、学校が具体的な対応を取れない場合がある。	・引き続き、保護者、生徒等の教育相談に、丁寧に寄り添った対応をすることができた。 ・課内で情報共有を行い、教育相談を受ける担当者が変わっても、適切な対応をすることができた。	私学振興課
② いじめに対する学校・教育委員会、家庭・地域の連携強化															
	074 いじめ防止対策推進法の推進	いじめ防止等の取組みを推進するため、各学校におけるより効果的な研修等の実施や、関係機関や家庭・地域との連携の実現をめざします。	学校と外部の専門機関との連携を推進するため、学校に対して、効果的に連携できた具体例などを周知した。また、学校において組織的な対応を徹底するため、より実践的な教職員研修を推進するための研修資料を周知した。	令和4年度末までに、いじめ問題に係る点検項目のうち「家庭・地域との連携」4つの点検項目について「十分取り組めた」と回答する学校を10%増やし70%とする。	○	令和4年度末までに70%	60.0%	69.9%	70.0%	99.0%	B	効果的に連携できた具体例については、事例をさらに蓄積していく必要がある。また、研修資料については、事例の蓄積に応じて更新していく必要がある。	引き続き、学校と外部の専門機関との連携を推進するため、学校に対して、効果的に連携できた具体例などを周知する。また、学校における実践的な教職員研修を推進するため、教職員の現状やニーズを把握し、研修内容を検討していく。	学校支援課	
③ いじめに対する相談支援体制の充実															
	075 24時間子どもSOSダイヤルの実施	いじめをはじめとした子どもの困りごとに対応するため専用の電話相談窓口を設け、24時間365日対応します。	専門の電話相談窓口を24時間365日設置し、いじめをはじめとした子どもに関する様々な困りごとや悩みについて、令和4年度は、2,051件に対応した。	いじめをはじめとした子どもの困りごと全般に、専用の電話相談窓口で24時間365日対応し、相談者の心の安定を図ることが目標。	○	専用の電話相談窓口で365日対応	365日	365日	365日	100.0%	A	相談者が「死にたい」と訴えるなど、命に関わる緊急性が高い相談への対応、また、多様な困りごとや悩みに適切に対応する高いスキルが求められることが課題である。	専門の相談窓口で、いじめや不登校をはじめとした子どもの様々な困りごとや悩みに対応し、相談者の不安な気持ちに寄り添って、心の安定を図る。児童・生徒の命に関わる緊急性を要する相談等、多様なニーズに適切に対応していくため、より専門性を高める研修やケース会議等を通して、引き続き、相談員のスキル向上を図っていく。	総合教育センター	



構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
(2) 学校における相談支援の推進体制の強化														
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化														
	076 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が十分カウンセリングを利用できるように取り組みます。	・スクールカウンセラー96名を県立高等学校等の拠点校に配置し、22,800件の相談に対応した。 ・スクールカウンセラースーパーバイザーを教育局に1名配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時に対応した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不安やストレス等を抱えた生徒の心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの勤務時間増を行った。	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	○	令和4年度末までにスクールカウンセラー 120人配置	60人	96人	120人	60.0%	C	子どもにとって自らSOSを発することは難しく、周囲から見えづらいものであることを踏まえ、潜在的に支援の必要な生徒を含めたすべての子どもが抱える困難を確実に把握し、医療や福祉の関係機関につなげるなど心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置拡充が課題である。	子どもが抱える困難に対応するため、すべての県立高等学校等にスクールカウンセラーを週1日配置する。	学校支援課
	077 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの学校が積極的に活用できるように取り組みます。	スクールソーシャルワーカー30名を県立高等学校等の拠点校に配置し、8,741件の面談や関係機関とのケース会議等に対応した。	県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	○	スクールソーシャルワーカー 30人配置	20人	30人	30人	100.0%	A	子どもにとって自らSOSを発することは難しく、周囲から見えづらいものであることを踏まえ、潜在的に支援の必要な生徒を含めたすべての子どもの困難を確実に把握し、医療や福祉の関係機関につなげるなど、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充が課題である。	子どもが抱える困難に対応するため、すべての県立高等学校等にスクールソーシャルワーカーを週1日配置する。	学校支援課
	078 県立高等学校へのスクールメンター配置【再掲】	生徒の話に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターの配置を拡充し、生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。	課題を抱えている生徒を支援するため、スクールメンターの配置を必要とする県立高等学校19校、県立中等教育学校1校に配置し、3,332件の相談や学習支援等に対応した。	県立高等学校へのスクールメンター配置	○	毎年度スクールメンター30人配置	20人	20人	30人	66.7%	C	スクールメンターの配置を希望する全ての学校に配置し、活用できるよう、配置計画の検討を行うことが課題である。	県立高等学校22校、県立中等教育学校2校に配置し、限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携を図った校内支援体制の充実に努めていく。	学校支援課
	079 県立高等学校・県立中等教育学校への自殺予防の啓発【再掲】	県立学校の生徒指導担当者や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、児童虐待やいじめ、不登校など、教育現場における今日的な課題をテーマに設定し、研修会を実施した。 ・実施回数 2回	自殺予防啓発の会議への参加者数 累計1,400人(平成28～34年度)	○	累計1,400人(平成28～令和4年度)	160人	1,331人	1,400人	94.4%	B	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、児童・生徒に対して自殺予防に関する更なる啓発活動に取り組む必要がある。	引き続き、教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとして研修会を実施する。	学校支援課
	080 公立中学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。 全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	1. 配置状況(政令市を除く) 全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 スクールカウンセラーアドバイザーを4教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置。 2. 令和4年度の相談実績 合計58,024件 *小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として、不登校20,497件、いじめ273件、虐待493件などがある。	スクールカウンセラー中学校全校配置の現状を維持	○	県内中学校への配置 100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	これまでもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。	問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取組を推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実に努めていく。また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。あわせて、子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわサポートドック」を新たに実施する。	子ども教育支援課

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度			
	081 各教育事務所への スクールソーシャルワ ーカー配置【再掲】	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	年間40回勤務に、1日あたり7時間、50名のスクールソーシャルワーカーを配置した。 (湘南三浦地区14名、県央地区16名、中地区10名、県西地区10名) また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数(延べ数) R4年度 2,575件	各教育事務所へのスクール ソーシャルワーカー配置 スクールソーシャルワーカー 54人 スーパーバイザー 2人	○	スクールソ シャルワ ーカー 54人	36人	48人	51人	80.0%	B	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。  スクールのソーシャルワーカーの配置については、教育相談体制を整備するにあたり、より格差のない状態で安定的に全ての学校に効果を普及するために、広域的行政を担う県が主体的に行う必要がある。個別事案への直接対応を行うとともに、市町村への助言を行うなど、地域の実情に応じた役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置を継続するとともに、各教育事務所にスクールソーシャルワーカーアドバイザーを配置する。 あわせて、子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわサポートドック」を新たに実施する。	子ども教育支援課
					スクールソ シャルワ ーカー・ス ーパーバイ ザー 2人	2人	2人	2人	100.0%	A			
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化													
	082 地域連携による高校 生のこころサポート事業 【再掲】	推進校に指定された学校の活動報告を、県立学校の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の県立学校への普及に取り組めます。	・県立高等学校(定時制・通信制課程)の中から、事業推進校8校を指定し、コロナ禍におけるストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施するなど、こころの課題を抱える生徒への対応等の校内研修を実施した。  実施回数:27回	平成30年から34年までに、事業の成果を発表する会議への参加者数 累計約500人	○	5年間で参加 者数500人	0人	643人	500人	128.6%	A	児童虐待や家庭内暴力により、心身に被害を受けている生徒や、学校不応や精神疾患、発達の問題がある生徒など、多岐に渡る課題や困難を抱える子どもへの対応が求められている。  引き続き、事業推進校による取組を推進するとともに、事業成果の普及に取り組む。	学校支援課
③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進													
	083 県立学校における緊急時の児童・生徒の健康 相談・保健指導の充実	緊急時の県立学校における取組みや、教育実践を支援します。	・学校保健安全法に基づき、学校において、児童生徒等の心身の健康に関し、校内外の連携体制を築き、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行った。また、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時は、各校の危険等発生時対処要領に沿って、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行った。 ・発達段階に応じた「いのちを大切に」指導や「心のケア」につながる支援、性犯罪や性暴力、人権に関連する相談機関一覧について、令和4年3月に改定した「性に関する指導の手引き」の活用を促す中で周知した。 ・各校における取組や教育実践を支援した。		学校保健安全法に基づき行われる各校における健康相談、保健指導のため、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。							危険等発生時は、特に緊急支援を要し、支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より迅速に校内外の連携体制を築き、児童生徒等の安全の確保を図りつつ、支援を行う必要がある。  ・各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱—中柱 —項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(3) SOSの出し方に関する教育の推進															
① 教職員に対する普及啓発及び研修の実施															
	084 自殺対策に関する出前講座【再掲】	小学校、中学校、高等学校等において、困難に直面した時に、生きることを選択できるように、教職員や児童・生徒を対象に、自殺対策やストレス対処法についての知識を深める「出前講座」を実施します。	実施回数17回、参加者数563人。内訳は小学校1回、中学校5回、高等学校8回、支援学校1回、教育委員会・その他2回。	平成30年度から34年度の5年間で、累計60箇所での出前講座実施。	○		5年間の開催箇所累計 60箇所	0箇所	79箇所	60箇所	131.7%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深める必要がある。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、また、生徒からのSOSの受け止めが適切にできるように、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
	085 教職員向け研修会への講師派遣【再掲】	教職員向け研修会に対して、「出前講座」の講師を派遣することにより、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することができる教職員の育成に取り組む。	実施回数17回、参加者数563人。内訳は小学校1回、中学校5回、高等学校8回、支援学校1回、教育委員会・その他2回。				教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深める必要がある。						教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深める必要がある。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、また、生徒からのSOSの受け止めが適切にできるように、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
② 児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施															
	086 SOSの出し方に関する教育の実施	「いのちの授業」の取組みに位置づけたり、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育に取り組む。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について学校への周知を図ります。	全市町村教育委員会の指導主事等(37名程度)を対象とする全県指導主事会議において、「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けた周知の充実を図るとともに、実践事例の共有や課題を協議するなどして、自殺予防教育の理解を深めていく。	県立高等学校及び県立中等教育学校の管理職を対象とした教育課程説明会において、「生命(いのち)の安全教育」について情報提供を行った。また、長期休暇の前後に全校生徒との面談を行い、一人ひとりに神奈川県内にはSOSを出せる場所が用意されていることを伝えた。	○		各年度、全県指導主事会議1回開催	1回	2回	1回	200.0%	A	各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育について、より一層の充実を図っていく。	県教育委員会として各学校の取組状況を次年度も引き続き把握し、情報提供をする。	子ども教育支援課 高校教育課
			県立高等学校及び中等教育学校の管理職等を対象とする教育課程説明会等において、「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けた周知を図るとともに、実践事例の共有や課題を協議するなどして、自殺予防教育の理解を深めていく。				各年度、県立高等学校及び中等教育学校の管理職を対象とした教育課程説明会2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A			
(4) 子どもに関わる相談支援体制の充実															
① 子どもに関わる相談窓口の整備															
	087 「子ども・家庭110番」「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置	子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・子ども家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 1,400件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 614件	「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」で電話相談対応を行う。 子ども・家庭110番 毎日9時～20時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日	○		電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
	088 「人権・子どもホットライン」の設置	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 237件	子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。	○		電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談を受け付ける。	子ども家庭課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱—中柱 —項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
	089 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	・メンタルフレンドの登録数 33名 ・メンタルフレンドの派遣回数 97回	児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児童等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。	○	毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数 86回	86回	97回	86回	112.8%	A	・令和4年度は3年度に比べて登録数も派遣回数も伸びている。 ・安定した事業活動のため、引き続き事業の普及や広報について、継続的に取り組む必要がある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課
② 生活困窮者等の子どもへの支援														
	090 子どもの健全育成プログラム	生活保護のケースワーカー等を対象とした、生活保護世帯等の子どもへ支援を行うための手順や留意点及び関連する情報を集めた、子どもの健全育成プログラム(支援の手引き)を策定し、定期的に見直しを行います。	年に1回、関係機関で見直しを行い、令和4年10月に、子どもの健全育成プログラムの修正更新を行った。	生活困窮世帯の子どもの健全育成を支援する取組みの一つとして、生活困窮世帯の子どもへ支援を行うための手順や留意点及び関連する情報を集めた子どもの健全育成プログラムを、庁内関係部局の協力を得て内容を見直し、改定版を毎年発行する。	○	改定版を年1回発行	1回	1回	1回	100.0%	A	関係機関で実施されている制度・支援は、見直しがされたり、新しい制度ができたりと年々変化している。また、各制度のイベント、研修等の日程も年度ごとに計画される。プログラム策定にあたり、新しい情報でなければ意味がない。	年1回、関係機関にその見直しをしてもらい、常に使えるプログラムになるよう内容の確認、更新作業を行う。	生活保護課
	091 子ども・青少年の居場所づくり推進事業	食事提供等が可能な居場所づくりのモデル的な取組みを進めるとも、その成果を広く普及し、市町村や民間団体等による新たな取組みを促進します。	居場所づくりの全体的な展開を促進するため、3部構成からなる「子ども・若者の居場所づくりガイド」を県のホームページに掲載し、周知を行った。(H28:導入編 H29:対話編 H30:つながり編)	・藤沢市と連携して、市内2カ所に学習支援や食事の提供を行う、子ども・青少年の居場所を開設 ・子ども・若者の居場所づくりフォーラム開催	○	市内2箇所 フォーラムの開催	2箇所 1回					(平成30年度末で事業終了)	居場所づくりの全体的な展開を促進するため、「子ども・若者の居場所づくりガイド」を県のホームページを活用し、周知していく。	青少年課
③ 子どもに関わる相談支援体制の充実														
	092 被虐待児へのこころのケア	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続したこころのケアを図ります。	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続した面接等により、こころのケアを行った。									・児童虐待の相談受付件数は年々増加しており、引き続き丁寧な心のケアを行うことが必要である。	・虐待を受けた子ども一人一人の年齢や発達に合わせ、面接等による心のケアを行う。	子ども家庭課
	093 かながわ子ども若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども、若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介いたします。	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野(教育・警察・福祉・児童福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所・LINE相談に対応し、延べ4,021件の相談があった。 ・相談では、困難を抱える子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 ・「子ども・若者を理解するための講演会」を開催し、新型コロナウイルス感染予防の観点から定員を削減し40名の参加があった。	・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。	○	毎年度全体会議1回 毎年度ブロック会議5回 毎年度セミナー受講者70人	1回 5回 70人	1回 5回 40人	1回 5回 70人	100.0% 100.0% 57.1%	A A C	・困難な事例においては、精神科の医師や臨床心理士等専門的な助言を要するほか、関係機関との連携が必要である。	「かながわ子ども・若者総合相談センター」「神奈川県ひきこもり地域支援センター」それぞれ相談専用電話による電話相談、来所相談、LINE相談を実施、必要に応じて専門家の助言を求める。また、支援においては、市町村や他機関と必要な情報を相互に共有するなど連携している。	青少年センター
(5) 若者への支援の充実														
① 若者への相談支援体制の充実														
	094 こころの電話相談【再掲】	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	【精神保健福祉センター】相談件数 7,455件 【委託】相談件数 13,609件 合計 21,064件	平成30年度から34年度の「こころの電話」相談件数 9,300件/年	○	相談件数 9,300件/年	9,284件	21,064件	9,300件	226.5%	A	こころの電話相談では、継続利用も多いため、必要な方が利用できるよう引き続き周知が必要。	こころの電話相談を引き続き実施する。また、相談員の技術向上のため、電話相談員研修会等を実施する。	精神保健福祉センター
	095 ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営【再掲】	気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組めます。	鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ等でアプリの周知を行った結果、令和4年度は総アクセス件数が67,283件であった。	アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)	○	300,000件	78,000件	511,378件	222,000件	301.0%	A	自殺者の減少に向けて、本アプリをより多くの方に利用してもらうため、特に若年層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、アプリの周知を実施する必要がある。	学生等の若年層が利用する機会が多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方に対してアプリの周知を実施する。	がん・疾病対策課

構成施策事業			進捗状況										課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容	実績	項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定				
	096 自殺対策強化月間におけるCM等の配信【再掲】	自殺予防週間や自殺対策強化月間において、若年者の関心がある映画の上映時に、自殺対策関連のCMを配信する等、若年者層が相談窓口等をより利用しやすくなるよう、取組みを進めます。	9月と3月の強化月間において、「こころの電話相談」や「LINE相談」ののちのほっとライン@かながわ、ストレスチェックアプリ・ホームページ「こころナビかながわ」の利用促進や身近な窓口等への相談を呼びかける動画を、多くの年代の方々が目にする電車内ビジョンやそごう横浜店内の大型ビジョンで放映した。	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めることを目的として、平成30年度から34年度間で、県内の路線バス累計650台において、自殺対策関連CMを配信する。			5年間で650台のバス広告掲出	0台	560台	520台	107.7%	A	近年はバスではなく電車内ビジョンなどでの広告を実施している。 4県市で相互の取組等も紹介できるとよい。	様々な地域の幅広い年代の方々に目にしていただくよう、県内全域で普及啓発活動を実施できるよう県として4県市と調整していきたい。	がん・疾病対策課	
② ICTを活用した若者への支援体制の充実																
	097 ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営【再掲】	気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ等でアプリの周知を行った結果、令和4年度は総アクセス件数が67,283件であった。	アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)			300,000件	78,000件	511,378件	222,000件	301.0%	A	自殺者の減少に向けて、本アプリをより多くの方に利用してもらうため、特に若年者層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、アプリの周知を実施する必要がある。	学生等の若年層が利用する機会が多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方に対してアプリの周知を実施する。	がん・疾病対策課	
	098 ICTを活用した若者支援の充実	若者が相談しやすい体制を図るため、ICTを活用した相談支援について研究し、体制づくりを進めます。	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、Twitterにて「死にたい」「つらい」等の投稿をしたユーザーに対して、県相談窓口を記載したTwitter広告を表示させ、相談窓口への架電が3,205回、LINE相談への遷移が145回あった。	自殺者数の目立った減少が見られない若者への相談支援体制の充実を目的に、各年度SNSを活用し、県電話相談窓口30件以上の相談誘導を行う。			SNSを活用し県電話相談窓口30件以上の相談誘導	3件	3205件	30件	10683.3%	A	若年層の利用を促進するため、今後も効果的な広報を行い、相談窓口の普及啓発を継続していく必要がある。	引き続き、年間を通じてTwitter広告を実施し、多くの若年層の利用が見込まれる鉄道等の交通機関において、周知CM等を放映する。また、県内に広範囲で広報できるよう、4県市で協力して普及啓発に努める。	がん・疾病対策課	
③ 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進																
	099 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	県内大学等との連携を強化し、学生や教職員に対して、自分や身近な友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようゲートキーパー養成研修を実施します。	これまで実施してきた2大学へ働きかけ実施することができた。 開催回数 2回 ①県立保健福祉大学保健福祉学部社会学部学生 養成者数 31人 ②国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科学部 養成者数 82人	県内の大学2校以上において、大学生向けのゲートキーパー養成研修を実施する。			毎年度県内大学2校以上においてゲートキーパー養成研修を実施	1校	2校	2校	100.0%	A	大学生へのゲートキーパー養成研修として、効果的な研修を行うことや、今後は、研修の実施先の新たな開拓が求められる。	実施方法等を検討していく。	精神保健福祉センター	
④ ひきこもり対策の推進																
	100 かながわ子ども若者総合相談事業【再掲】	電話または面接により困難を抱える子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介いたします。	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野(教育・警察・福祉・児童福祉・就労支援等)の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所・LINE相談に対応し、延べ4,021件の相談があった。 ・相談では、困難を抱える子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 ・「子ども・若者を理解するための講演会」を開催し、新型コロナウイルス感染予防の観点から定員を削減し40名の参加があった。	・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。			毎年度全体会議1回 毎年度ブロック会議5回 毎年度セミナー受講者70人	1回 5回 70人	1回 5回 40人	1回 5回 70人	100.0% 100.0% 57.1%	A A C	・新型コロナウイルス感染予防に配慮し面接相談の実施を控えてきたが、電話での助言や情報提供等で解決に至らない相談においては、適宜面接相談につなげていく必要がある。 ・困難な事例においては、精神科の医師や臨床心理士等専門的な助言を要するほか、関係機関との連携が必要である。	引き続き、電話及び面接相談を実施し、困難を抱える子ども・若者の相談に対応するとともに、必要に応じて専門家の助言を求める。また、支援においては、市町村や他機関と必要な情報を相互に共有するなど連携していく。(LINE相談は今年度から外部委託)	青少年センター	
	101 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、こころの病気等について電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 令和4年度:相談19,050件(延件数) 訪問指導3,816件(延件数) (その他) 精神保健福祉相談で精神疾患を抱える方やご家族への来所対応の他、訪問による支援を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応した。				相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。 ・新型コロナウイルス感染症の感染下においても個別支援を丁寧に行っている。 ・措置入院者退院後支援の事業も利用し、自殺企図により措置入院された方への地域生活支援を行っている。	入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。 ・コロナ禍で実施できなかった普及啓発の研修はオンライン開催する。	保健福祉事務所・センター						

構成施策事業			進捗状況										課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容	実績	項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定				
⑤ 若年無業者等職業支援																
	102 かながわ若者就職支援センターでの支援	かながわ若者就職支援センターにおいて、国と連携し、キャリアカウンセリングや就職情報の提供等を実施し、若年者の就職活動を支援します。	かながわ若者就職支援センターでのキャリアカウンセリングや県域での地域出張相談のほか、電話やWEBによるキャリアカウンセリングやオンラインセミナー等を実施することにより、コロナ禍での利用者の利便性に配慮した。「かながわ若者就職支援センター」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定者は、令和4年度573人となった。	「かながわ若者就職支援センター」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率		○	平成34年度までに55%以上の利用者が就職等進路決定	35.0%	48.1%	55.0%	65.5%	C	新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度に比べ、令和3年度は利用者数、就職等進路決定者数ともに増加していたものの、令和4年度は、就職等進路決定者数が令和2年度水準まで減少、利用者数は、過去3年間ほぼ横ばいではあるものの、最低数となった。支援対象である39歳以下の人口の減少が続いており、長期的にみて施設利用者数は減少傾向にあることに加え、若年者の施設の認知度が低いことが要因と考える。まずは、利用者数増加のため、WEB広告やパンフレット・チラシの配布による施設の広報を強化し、かながわ若者就職支援センターをより一層、広く周知するとともに来所を促す必要がある。	従来より実施している、キャリアカウンセリングや、応募書類の書き方、ビジネスマナー、面接訓練などの就職活動に役立つセミナー等を開催し、39歳までの若年者の就業を支援する。また、令和4年度に引き続き、キャリアカウンセリング相談窓口の充実や、グループワークの回数増を通じて、相談機会の充実を図る。セミナーやグループワーク等における、WEB、チラシ等による広報は、若者の目に留まる工夫を行う。	雇用労政課	
	103 かながわ若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーションを設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向けそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。	各種プログラム等を実施することにより、就職率が48.0%（就職者数124人/新規登録者数258人）となり、目標値の48.0%を達成した。	地域若者サポートステーションを運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向けそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う。		○	支援を受けた人の就職率を平成34年度までに50%とする	40%	48%	48%	100.0%	A	就職率の基準となる就職者数(週20時間以上の就労)の増と合わせて、20時間未満の就労や職業訓練校への進学など、個々の利用者に合わせて進路決定者の増を図ることが主な課題となる。合わせて、通年で支援を必要とする多くの若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうこと(新規登録者数の増)も課題となっている。	地域若者サポートステーションの利用促進を図るため、ハローワークや市町村と連携し、支援プログラムの内容を含めて積極的に広報するとともに、若者の職業的な自立に向け、個々の利用者に合わせて支援プログラムを提供するなど、個別・継続的な支援を包括的に実施する。	青少年課	
6 労働関係における自殺対策を進める																
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進																
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進																
	104 メンタルヘルス講演会の開催【再掲】	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催した。	メンタルヘルス講演会開催 年1回		○	毎年度1回開催	1回	1回	1回	100.0%	A	アフターコロナの中、状況に応じた普及啓発を行っていく必要がある。	引き続き、事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を実施していく。	雇用労政課	
	105 職場のハラスメント対策等【再掲】	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	職場におけるハラスメント対策として、12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行った。	職場のハラスメント対策として中小企業労働改善訪問 370件/年 職場のハラスメント対策として中小企業労務管理セミナー 年6回		○	中小企業労働改善訪問 370件/年 中小企業労務管理セミナー 年6回	370件 6回	396件 7回	370件 6回	107.0% 116.7%	A A	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供する必要があります。	引き続き、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を実施していく。	雇用労政課	

構成施策事業			進捗状況										課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課		
大柱-中柱 -項目	施策名	内容	実績	項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定					
② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進																	
	106 職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。  【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかる研修会を実施した。 ・大和センター管内:1回71名参加												職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の推進																	
	107 働く人のメンタルヘルス相談の実施【再掲】	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	かながわ労働センターにおいて、「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	働く人のメンタルヘルス相談としてかながわ労働センターにおいて毎月4回実施する。	○		毎年度48回	48回	47回	48回	97.9%	B	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。	雇用労政課		
(2) 長時間労働の是正に向けた取組みの推進																	
① 長時間労働の是正に向けた企業等への普及啓発等																	
	108 経済団体への要請の実施	長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請します。	新しい生活様式を踏まえた働き方改革の実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請した。	毎年度1回回と連携して労働環境の改善等について協力要請する。	○		毎年度1回	1回	1回	1回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等の要請を実施していく。	雇用労政課		
	109 セミナー、講演会等の開催	企業の経営者、人事担当者、管理職等を対象にした、セミナーや講演会を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図ります。また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響の中、企業の経営者や人事担当者向けにテレワークのセミナーをオンラインで実施し、働き方改革についての理解と意識改革を図った。また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行った。	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等(5種類)への参加者数を、毎年150人とする。	○		参加者数計 150人	150人	171人	150人	114.0%	A	開催方法を考慮しながら、事業を実施していく必要がある。	新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、引き続き、セミナー等を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図る。また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行う。	雇用労政課		
	110 労働相談の実施	過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応します。また、過重労働の解消に係る強化期間を設け、セミナーや街頭労働相談等を集中的に実施します。	過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応した。	かながわ労働センター本所及び各支所において、一般労働相談(週5回)、を実施する。  本所において、日曜労働相談を実施する。  本所において、夜間労働相談(週1回)を実施する。  川崎支所において、夜間労働相談(月1回)を実施する。※令和元年度実績から追加	○		週5回	週5回	週5回	週5回	100.0%	A	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応する。	雇用労政課		
							週1回	週1回	週1回	週1回	100.0%	A					
							週1回	週1回	週1回	週1回	100.0%	A					
							月1回	月1回	月1回	月1回	100.0%	A					

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	111 違法な時間外労働が認められる企業情報の提供	県に寄せられる労働相談のうち、違法な時間外労働が認められる企業の情報を、指導監督権限を有する神奈川労働局へ提供します。	提供事例なし										今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、情報があった場合には実施する。	雇用労政課
(3) 労働環境の改善に向けた広報活動の推進															
① 労働者の心身の健康を守るための制度や施策等の知識の普及と啓発															
	112 啓発資料の作成、配布等	メンタルヘルス対策をはじめとして労働者の心身の健康を守るための法制度やルール、施策等について、使用者・労働者等に普及啓発するため、資料の作成や配布等を行います。	「中小企業のためのパワハラ対策マニュアル」を配布したほか、広報紙に掲載するなど普及啓発を行った。										今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、普及啓発のため、必要に応じて、資料の作成、配布を行っていく。	雇用労政課
7 うつ病対策を進める															
(1) うつ病の知識と理解を進めるための普及啓発活動の推進															
① 講演会やリーフレットの配布、広報媒体などの活用による普及啓発活動の推進															
	113 うつ病講演会の開催	自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。	女性のうつをテーマに、オンラインで1回開催 参加者:82人	平成30年度から34年度の5年間で講演会参加者数 累計500人	○	参加者数 累計500人	0人	400人	500人	80.0%	B	県民がうつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解すること、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要である。実施方法、開催場所等について検討して計画する。	自殺対策強化月間等において、うつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、ターゲットも考慮し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。地域のニーズも踏まえて、実施方法や開催場所等について検討して計画する。	精神保健福祉センター	
	114 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。	(精神保健福祉相談) 令和4年度:相談19,050件(延件数) 訪問指導3,816件(延件数) (その他) 精神保健福祉相談で精神疾患を抱える方やご家族への来所対応の他、訪問による支援を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応した。									・相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。 ・新型コロナウイルス感染症の感染下においても個別支援を丁寧に行っている。 ・措置入院者退院後支援の事業も利用し、自殺企図により措置入院された方への地域生活支援を行っている。	入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	・引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。 ・コロナ禍で実施できなかった普及啓発の研修はオンライン開催する。	保健福祉事務所・センター
(2) 精神科医療体制の充実															
① 地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉等のネットワーク体制の充実															
	115 精神科救急医療体制整備事業	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	精神科救急医療体制において、3次救急(措置診察)の受入件数1,010件、初期(外来)及び2次(入院)救急の紹介を行った件数482件のうち、相談者のキャンセルを除く411件の受入を行った。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	7施設	85.7%	B	精神科救急医療体制における受入医療機関には、地域偏在があり、できるだけ身近な地域での受診ができるよう体制の見直しが必要となっている。また、身体疾患や薬物依存症等の専門治療が行える医療機関が限られているため、専門医療機関と精神科救急医療体制との連携を進める必要がある。	精神科救急医療体制を運用している4区市及び精神科救急医療体制に参画する医療機関とで、課題に対する意見交換や具体的取組の検討を行っていく。目標達成の指標の設定についても、検討していきたい。	がん・疾病対策課	



構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	116 精神保健福祉普及 相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 令和4年度:相談19,050件(延件数) 訪問指導3,816件(延件数) (その他) 精神保健福祉相談で精神疾患を抱える方やご家族への来所対応の他、訪問による支援を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応した。										入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	・引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。 ・コロナ禍で実施できなかった普及啓発の研修はオンライン開催する。	保健福祉事務所・センター
	117 県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供	県立精神医療センターにおいて、難治性うつ病等に対する治療法(反復性経頭蓋磁気刺激法)の開発やうつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に取り組みます。	「県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供」は、第三期中期計画で使用されていないことから、目標削除。	県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供		○	うつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に取り組む。	93.9%							県立病院課
(3) かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上															
① かかりつけ医師等へのうつ病患者に対する適切な対応力向上研修の実施															
	118 こころいのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	・新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策をはかり、政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催した。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)		○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	1063人	1200人	88.6%	B	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	・引き続き、4区市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
(4) かかりつけ医師等と精神科医師との連携強化															
① かかりつけ医師等がうつ病と診断した人を精神科医師につなぐ連携構築及び強化															
	119 こころいのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が患者のこころの不調に気づき、適切に対応するために、うつ病についての知識や技術を修得する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」のさらなる充実に取り組みます。	・新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策をはかり、政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催した。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)		○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	1063人	1200人	88.6%	B	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	・引き続き、4区市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
(5) 小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携強化															
① かかりつけの小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携構築及び強化															
	120 こころいのちの地域医療支援事業【再掲】	小児科・産婦人科の医師が、妊産婦や乳幼児を養育する母親等のこころの不調に気づき、適切に対応するために、うつ病についての知識や技術を修得する、対応力向上研修の継続的な実施に取り組みます。	・新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策をはかり、政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催した。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行った。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)		○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	1063人	1200人	88.6%	B	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていくことが必要である。	・引き続き、4区市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱—中柱—項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	R04(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
(6) 精神医療関係者への研修の充実															
① 精神科看護職員に対する研修の実施															
	121 精神科看護職員研修事業	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に対して有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組みます。	認知行動療法等について、基礎知識に加えて、グループワーク中心とする「看護場面に合わせた、実践的な支援技術の習得を図る研修」を実施。 新人看護職員対象研修受講者 43名 中堅看護職員対象研修受講者 17名	県内の精神科看護に従事する看護職員に対し、認知行動療法に対応できる看護職員を養成するための研修会を開催し、32年度までに、新人看護職員を累計690人、中堅看護職員を累計1,035人養成する。(医療介護総合確保基金の計画において、平成32年度までの目標として設定)	○		県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、新人看護職員を平均10人追加養成	147人	356人	710人	37.1%	D	研修受講をした看護職員の養成目標として、新人研修受講者が710人、中堅研修の受講者が1,065人を掲げているが、達成状況としては新人・中堅とも増加しているものの目標達成まで乖離している状況がある。特に中堅研修の受講者数をどう増加させるかが課題となっている。	引き続き、精神科病院協会に補助金を交付して研修を実施し、認知行動療法の基礎知識と技術を習得した看護職員の養成を図る。	がん・疾病対策課
				県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、中堅看護職員を平均15人追加養成			145人	251人	1,065人	11.5%	E				
(7) うつ病の早期発見早期治療につなぐ体制整備															
① 地域の相談機関等の訪問や住民検診、妊産婦検診、健康相談の機会の活用															
	122 市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援	県では、市町村が実施する妊娠からの切れ目ない支援体制の整備に向け、情報共有のための連絡調整会議、保健師等の研修会、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。	・妊娠期からの児童虐待予防事業を推進するための連絡調整会議や連絡会を実施(8保健福祉事務所・センター) ・妊娠・出産・育児等に関わる保健師等専門職への研修会の実施(計21回、延べ562人) ・産後ケア事業等実施状況の調査及び情報提供				・妊娠期からの児童虐待予防事業に関する連絡調整会議実施については、各所の進捗状況に差があるが、すべての県城市町村で実施され取組が共有された。 ・産後ケア事業の実施状況については、各自治体へ調査を実施し、内容が共有された。 ・産後ケアを未実施は1自治体となり、令和5年度に全自治体で実施予定。						・産後うつを予防するため、適切な時期に、ニーズに合わせた支援が実施できるよう、支援体制の整備が必要。	・産後うつのハイリスク者に適切な時期に支援が図れるよう、市町村との連絡調整会議や研修で児童虐待予防事業の充実を図る。 ・産後ケア事業推進のため、実施した調査結果から研修会の充実を図るとともに、事業の拡充に向けた調査を継続して行う。	健康増進課
(8) うつ病セミナー・講演会等当事者支援の充実															
① うつ病の家族や当事者を対象としたセミナー・講演会の開催															
	123 うつ病講演会の開催【再掲】	自殺対策強化月間等において、うつ病の家族や当事者を対象に、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。	女性のうつをテーマに、オンラインで1回開催 参加者:82人	平成30年度から34年度の5年間で講演会参加者数 累計500人	○		参加者数 累計500人	0人	400人	500人	80.0%	B	県民がうつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解すること、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要である。実施方法、開催場所等について検討して計画する。	自殺対策強化月間等において、うつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、ターゲットも考慮し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。地域のニーズも踏まえて、実施方法や開催場所等について検討して計画する。	精神保健福祉センター
	124 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、うつ病に関する講演会や研修会を開催します。	(精神保健福祉相談) 令和4年度:相談19,050件(延件数) 訪問指導3,816件(延件数) (その他) 精神保健福祉相談で精神疾患を抱える方やご家族への来所対応の他、訪問による支援を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応した。				・相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。 ・新型コロナウイルス感染症の感染下においても個別支援を丁寧に行っている。 ・措置入院者退院後支援の事業も利用し、自殺企図により措置入院された方への地域生活支援を行っている。						入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	・引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。 ・コロナ禍で実施できなかった普及啓発の研修はオンライン開催する。	保健福祉事務所・センター

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱—中柱 —項目	施策名	内容		項目	計 画	独 自	目 標 (A)	計 画 当 初 時 点 (B)	R04 (C)	達 成 目 安 (D)	進 捗 率 or 進 捗 度				判 定
(9) うつ病等職場復帰プログラムに関する情報提供の充実															
① うつ病による休職者への職場復帰プログラム実施医療機関や関係機関の情報提供															
	125 精神保健福祉普及 相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、うつ病等精神疾患を抱える方への電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。また、講演会等を通じて情報提供を行います。	(精神保健福祉相談) 令和4年度:相談19,050件(延件数) 訪問指導3,816件(延件数) (その他) 精神保健福祉相談で精神疾患を抱える方やご家族への来所対応の他、訪問による支援を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応した。										入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	・引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。 ・コロナ禍で実施できなかった普及啓発の研修はオンライン開催する。	保健福祉事務所・センター
8 ハイリスク者対策を進める															
(1) 統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援															
① 継続的な支援体制の整備及び自助活動に対する支援															
	126 精神保健福祉普及 相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援について、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談、訪問等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 令和4年度:相談19,050件(延件数) 訪問指導3,816件(延件数) (その他) 精神保健福祉相談で精神疾患を抱える方やご家族への来所対応の他、訪問による支援を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応した。										入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	・引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。 ・コロナ禍で実施できなかった普及啓発の研修はオンライン開催する。	保健福祉事務所・センター
	127 ハイリスク者訪問支援	自殺未遂者や精神疾患があり、自殺企図の可能性のある人に対して、指定相談事業所に専門の相談員を配置し、訪問支援等に取り組みます。	医療法人財団青山会への補助事業であり、以下のように実施した。 ・専任相談員が自殺未遂者や企図者(ハイリスク者)に対し、訪問等相談支援を行った。 ・医療機関をはじめ関係機関と連携し、ハイリスク者の早期対応を図り未然に防止した。 ・関係機関との連携によるセーフティネットの構築により、切れ目のない支援を実施した。 ・女性相談員への相談対応に関する助言を行った。	指定相談事業所に専門の相談員を配置し、ハイリスク者に対して訪問・面談・電話等による支援活動を行う。	○		平成29～30年度支援活動件数実績の平均より算出した支援活動件数3,000件以上	2,990件	3,744件	3,000件	124.8%	A	新型コロナウイルス感染防止の観点から新しい生活様式の実践が求められており、精神的不安や不調を訴える方が多い状況である。相談の根底にある様々な要因を的確に把握し、今後もハイリスク者に対し対応を行う必要がある。	民生委員や地区担当の地域住民との連携を深め、また教育機関との地域のつながりを作ることで、セーフティネットをより拡大していきたい。	がん・疾病対策課
	128 依存症対策総合支援事業	アルコール、薬物、ギャンブル依存症等の治療及び回復支援を図るため、依存症治療拠点機関を選定し、依存症対策の推進に取り組みます。	1 依存症専門医療機関 令和5年3月31日時点において、次の依存症専門医療機関を設置。 専門医療機関の設置を進めるため、令和4年度第1回市町村自殺・依存症対策主管課長会議において各市町村に情報提供を呼び掛けた。 ① アルコール依存症専門医療機関 6機関 ② 薬物依存症専門医療機関 4機関 ③ ギャンブル等依存症専門医療機関 4機関 2 依存症治療拠点機関 令和4年3月31日時点において、依存症治療拠点機関として県立精神医療センター及び北里大学東病院を設置。 3 依存症相談拠点機関 平成31年4月1日付で、神奈川県精神保健福祉センターを依存症相談拠点機関として指定。依存症に関する電話相談及び面接相談を実施。	依存症専門医療機関数 10施設  依存症治療拠点機関数 1施設	○		依存症専門医療機関数 10施設	0施設	6施設	10施設	60.0%	C	依存症が疑われる者の推計数と依存症で医療機関を受診した患者数との乖離(いわゆる治療ギャップ)があることから、依存症の専門医療機関・専門医等の充実した体制が求められている。	引き続き、県内市町村及び関係機関と連携し、専門医療機関の選定を進める。	がん・疾病対策課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱—中柱 —項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	129 精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	精神科救急医療体制において、3次救急(措置診察)の受入件数1,010件、初期(外来)及び2次(入院)救急の紹介を行った件数482件のうち、相談者のキャンセルを除く411件の受入を行った。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)		○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	7施設	85.7%	B	精神科救急医療体制における受入医療機関には、地域偏在があり、できるだけ身近な地域での受診ができるよう体制の見直しが必要となっている。また、身体疾患や薬物依存症等の専門治療が行える医療機関に限られているため、専門医療機関と精神科救急医療体制との連携を進める必要がある。	精神科救急医療体制を運用している4県市及び精神科救急医療体制に参画する医療機関とで、課題に対する意見交換や具体的取組の検討を行っていく。目標達成の指標の設定についても、検討をしていきたい。	がん・疾病対策課
	130 向精神薬の重複処方へのチェック	生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施します。また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導します。	・生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施した。 ・県監査等において、重複処方の適正化について国の通知をもとに再確認を行い、引き続き適正実施が行われるよう指導した。	生活保護実施機関において、生活保護受給者が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施する。また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導する。		○	毎年1回県域全福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施	1回	1回	1回	100.0%	A	・各福祉事務所の担当者が数年で変更するため、引継ぎ不十分な場合がみられる。	・引き続き年1回の監査時に確認し、必要に応じて質問等に随時回答していく。	生活保護課
② 精神科医療関係者、福祉・介護等従事者に対する研修の実施															
	131 精神科看護職員研修事業【再掲】	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組めます。	認知行動療法等について、基礎知識に加えて、グループワーク中心とする「看護場面に合わせた、実践的な支援技術の習得を図る研修」を実施。 新人看護職員対象研修受講者 43名 中堅看護職員対象研修受講者 17名	県内の精神科看護に従事する看護職員に対し、認知行動療法に対応できる看護職員を養成するための研修会を開催し、32年度までに、新人看護職員を累計1,035人養成する。(医療介護総合確保基金の計画において、平成32年度までの目標として設定)		○	県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、新人看護職員を平均10人追加養成	147人	356人	710人	37.1%	D	研修受講をした看護職員の養成目標として、新人研修受講者が710人、中堅研修の受講者が1,065人を掲げているが、達成状況としては新人・中堅とも増加しているものの目標達成まで乖離している状況がある。特に中堅研修の受講者数をどう増加させるかが課題となっている。	引き続き、精神科病院協会に補助金を交付して研修を実施し、認知行動療法の基礎知識と技術を習得した看護職員の養成を図る。	がん・疾病対策課
						○	県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、中堅看護職員を平均15人追加養成	145人	251人	1,065人	11.5%	E			

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
	132 依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等従事者を対象とした研修の実施)	様々な分野に従事する支援者等を対象に、自殺のリスクの高いアルコールや薬物依存症への正しい知識の習得と本人や家族に対する関わり方を学ぶことを目的とした研修を実施します。	<p>依存症治療拠点にセミナー及び研修等の開催を委託する形で実施。</p> <p>○依存症セミナー(精神医療センター) 開催日:令和4年7月13・14日 対象者:地域医療機関・関係機関等 研修内容:依存症の理解、治療プログラム、当事者の体験談等(WEB開催) 参加者数:30人</p> <p>○依存症家族セミナー(精神医療センター) 開催日:令和4年9月29日 対象者:依存症に悩むご家族の方 研修内容:依存症についての理解、家族の対応、体験談(WEB開催) 参加者数:16人</p> <p>○依存症シンポジウム(精神医療センター) 開催日:令和5年3月10日 対象者:依存症者やその家族、地域住民等 研修内容:テーマ「アディクションと女性」 参加者数:現地55名、ZOOM50名の参加</p> <p>○依存症医療研修(北里大学病院) 開催日:令和4年10月13日 対象者:医師、看護師、精神保健福祉士等医療従事者 研修内容:依存症を知る/精神科と内科との取組(ハイブリッド開催) 参加者数:60人</p> <p>○地域生活支援研修(北里大学病院) 開催日:令和5年1月14日 対象者:相談支援者等 研修内容:依存症について(WEB開催) 参加者数:20人</p> <p>○依存症相談対応研修(北里大学病院) 開催日:令和5年2月2日 対象者:看護師、保健師、精神保健福祉士等医療従事者 研修内容:みまもり力向上研修(対面開催) 参加者数:33人</p>	累計受講者数を増加させ、平成34年度末までに累計150人とする。	○	累計受講者 150人	0人	949人	150人	632.7%	A	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者や相談支援に従事する者を対象にした研修を行う必要がある。	引き続き、神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。	がん・疾病対策課

(2) 生活困窮者、失業者への支援の充実

① 包括的な相談会の実施

133 包括相談会の開催	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	保健福祉の専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、包括的に相談を受ける「こころとくらしの電話相談」を精神保健福祉センター、電話相談室で2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち2回を神奈川県弁護士会主催で実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	各職種の専門家が一堂に会して包括的に行なうメリットを維持して、より効率的な相談会の実施について計画していく。	精神保健福祉センター
		全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施	8箇所	3箇所	4箇所	8箇所	20.0%	D					
134 暮らしとこころの相談会	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
		全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施	8箇所	3箇所	4箇所	8箇所	20.0%	D					

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱—中柱—項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	R04(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
(3) 行方不明者の発見活動															
① 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動の実施															
	135 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動	自殺のおそれのある行方不明者届を受理した際、不明当時の状況、不明者がよく行く立ち回り先等につながる情報をもとに、調査、探索を実施し、行方不明者の早期発見・保護に努めます。	届出を受理した際、早期に発見するための調査、探索を実施した。										行方不明者の行動が把握できないことから、早期発見が困難な場合がある。	引き続き、迅速な調査、探索を実施して早期発見に努める。	人身安全対策課
(4) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援体制の整備															
① がん患者に対する支援体制の構築															
	136 専門的な施設やサービスへつなぐ体制づくり	県は、がん患者の自殺対策について重要性・必要性を認識し、「神奈川県がん対策推進計画」に「がん患者の自殺対策」を盛り込んだうえで、がん相談支援センターに対して、県が実施している「こころつなげよう電話相談事業」等の自殺対策を周知し、自殺対策に特化した対応が必要ながん患者を適切な施設またはサービスにつなげるよう働きかけます。 がん診療連携拠点病院等及び小児がん拠点病院のがん相談支援センターは、県の取組みについて理解し、がん患者の状態や必要に応じて、適切な専門施設またはサービスにつなげます。 県は、県ホームページや冊子等により、がん患者団体等をはじめ、がん患者やその家族等に対して、県が電話相談を実施していること等を周知します。	がん患者向けの冊子「がんサポートハンドブック」に、こころの相談窓口の案内を掲載し、がん診療連携拠点病院等へ配布するとともに、県ホームページに掲載し、周知した。 ※がん患者の自殺対策に係る研修会は平成30年度に実施したが、それ以降は、新型コロナウイルス感染症予防のため実施していない。										・がん患者と接する機会が多い医療従事者等を対象にした、がん患者の自殺対策に係る研修会を継続する必要がある。 ・がん患者に、がん相談支援センター等の相談窓口や「こころの電話相談」等の必要な情報が行き届くよう、引き続き周知を行う必要がある。	・県がん診療連携協議会と協力して、医療従事者を対象とする自殺対策に係る研修会を開催できるよう進めていく。 ・がん患者に、がん相談支援センター等の相談窓口や「こころの電話相談」等の情報が届くよう、工夫していく。	がん・疾病対策課
② がん患者・その他の慢性疾患患者等への学校教育における支援の充実															
	137 県立学校における児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	学校保健安全法等の法令に基づき行われる、心身の健康に関する児童生徒等の健康相談や健康状態の観察に基づく保健指導や、保護者への助言、その際の医療機関及び関係機関等との連携等、各校における取組みや教育実践を支援します。	・学校保健安全法に基づき、学校においては、養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行った。 ・発達段階に応じた「いのちを大切に」指導や「心のケア」につながる支援、性犯罪や性暴力、人権に関する相談機関一覧について、令和4年3月に改定した「性に関する指導の手引き」の活用を促す中で周知した。 ・各校における取組や教育実践を支援した。										支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より良い校内外の連携体制を築き、児童生徒の支援を充実させていく必要がある。	・各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課
9 社会的な取組み、環境整備を進める															
① 地域における相談体制の充実															
① 多様な相談に対応できる住民向け相談窓口一覧を掲載したリーフレット等の配布、周知															
	138 リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、地域におけるイベントは少なかったが、アフターコロナの不安を抱える県民は多い。イトーヨーカドー店舗での配布や、地域からの依頼で検診会場で配布した実績があった。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。									県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また自殺の危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要なため、今後も普及啓発を強化していく。特に、女性の自殺者数の増加、若年者の自殺者が減少していない現状を踏まえて、自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策のイベントや講演会等で配布し、普及啓発のさらなる強化を図ります。	精神保健福祉センター

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
② 関係機関の連携による包括相談会の実施														
	139 包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	保健福祉の専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、包括的に相談を受ける「こころとくらしの電話相談」を精神保健福祉センター、電話相談室で2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち2回を神奈川県弁護士会主催で実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	各職種の専門家が一堂に会して包括的に行なうメリットを維持して、より効率的な相談会の実施について計画していく。	精神保健福祉センター
	140 暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	3回	4回	75.0%	B			
				全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施		8箇所	3箇所	4箇所	8箇所	20.0%	D			
				全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施		8箇所	3箇所	4箇所	8箇所	20.0%	D			
③ 子どもに関わる相談窓口の整備														
	141 「子ども・家庭110番」「児童相談所虐待対応ダイヤル」の設置【再掲】	子どもや家庭について相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・子ども家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 1,400件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 614件	「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」で電話相談対応を行う。 子ども・家庭110番 毎日9時～20時 全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日	○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
	142 「人権・子どもホットライン」の設置【再掲】	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 237件	子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。	○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談を受け付ける。	子ども家庭課
	143 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣【再掲】	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	・メンタルフレンドの登録数 33名 ・メンタルフレンドの派遣回数 97回	児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児童等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。	○	毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数 86回	86回	97回	86回	112.8%	A	・令和4年度は3年度に比べて登録数も派遣回数も伸びている。 ・安定した事業活動のため、引き続き事業の普及や広報について、継続的に取り組む必要がある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課
④ 障がい者に関わる相談窓口の整備														
	144 発達障害支援体制の推進(発達障害支援センターにおける相談の実施)	発達障がいに関する各種相談への対応や、観察・発達検査等に基づいた相談面接による就労支援・発達支援を行います。 発達障がい児者のライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体等と連携して発達障がい児者及びその家族を支援します。 発達障害支援センターかながわA(エース)によるこれらの取組のほか、各地域における支援体制の確立に向けて、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を実施します。	発達障がいに関する各種相談について、1845人の相談対応を行い、昨年度から847人増加した。 発達障害者地域支援マネージャーによる活動は、地域巡回を372件、個別ケースにかかる支援を206件実施した。個別ケースにかかる機関支援のうち、訪問や来所等による支援は175件実施した。	発達障害支援センター利用者数 1,200/年	○	利用者数 1,200/年	1,200人	1,845人	1,200人	153.8%	A	・発達障害支援センターの利用者数は、847人増加し、依然として本人や家族等が「発達障がいではないか」という発達障がいのアセスメントへのニーズは高い状況である。 ・発達障害支援センター主催研修については、医療従事者向け研修は、新型コロナウイルスの影響を考慮して、中止となったが、支援者向け研修(例年10講座程度実施)は、オンラインで2回の開催となった。 ・発達障害者地域支援マネージャーの利用件数は、昨年度比43件減少したが、マネージャーによる専門的助言へのニーズは高い。	・発達障がいのアセスメントへのニーズは高い状況にあるため、発達障害支援センターのアセスメント機能の充実が求められる。 ・発達障害支援センターの主催研修は、新型コロナウイルス感染症が5類へ引き下げられたため、引き続き感染予防を行い、参加者が安心してできる環境を整えながら、オンライン開催を検討するなど、開催方法の工夫が求められる。 ・発達障害者地域支援マネージャーの利用件数は、依然高い状況にあるため、発達障害支援センターとの連携体制をより強	障害福祉課
			発達障害者地域支援マネージャー利用件数 180件/年		利用件数 180件/年	156件	175件	180件	97.2%	B				

構成施策事業			進捗状況										課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱-中柱 -項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定					
	145 高次脳機能障害巡回相談の実施	高次脳機能障害がい支援拠点機関である神奈川県総合リハビリテーションセンターのスタッフが地域の相談支援事業所へ出向き、高次脳機能障害がい者や家族に対して専門相談を行います。	【巡回相談】 当事者家族会へは5か所、延べ54回実施(延べ参加者は当事者194名、家族144名、専門相談10件)した。 新型コロナウイルスの感染状況等により、リモート開催・時短開催・地域の感染状況に応じた開催とした。	巡回相談件数 45件/年	○	45件/年	41件	54件	45件	120.0%	A	【巡回相談】 ・各地域の支援者に繋がりにくい、または繋がる機会が少ない高次脳機能障害の方について、実態の把握と具体的な支援に繋ぐ方法の検討が必要である。	【巡回相談】 ・引き続き、今年度と同規模で専門相談を実施する予定。 ・家族会等と連携しつつ、老障介護・親亡き後問題への対応も含めた、幅広く専門的な相談へも対応出来るよう体制整備を行う。	障害福祉課		
	146 障がい福祉相談支援体制の整備促進	障がい保健福祉圏域ごとに自立支援協議会を設置し、各圏域における相談支援のネットワーク形成等を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障がい者の福祉の増進を図る。	引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインや、ハイブリッドという形で人数を分散する等、開催方法について工夫しながら、各保健福祉圏域ごとに障害者自立支援協議会を各2回開催した。 なお、事例検討会については、「相談支援体制強化事業」の一環で仕様書に令和3年度まで盛り込まれていたが、現在は事業が終了している。地域課題の解決に向けて、引き続き開催している圏域もあるが、県に報告が上がっていないことから、実績値を0としている。	相談支援等ネットワーク形成事業により、各障がい保健福祉圏域(政令市を除く)に本事業を社会福祉法人等に委託し、各障がい保健福祉圏域の地域性に合わせた重層的な相談支援体制の整備を進める。	○	5つの障害保健福祉圏域において、相談支援のネットワーク形成等に取り組む	5圏域	5圏域	5圏域	100.0%	A	各圏域の自立支援協議会にて、地域の実情に応じて、「意思決定支援の普及」、「医療的ケア児者への支援」、「地域生活への移行促進」などの課題を設定し、その解決に向けた協議を行うことで、情報の共有や課題に対する意識づけは進んでいるものの、課題の解決に向けた取組体制の整備は未だ不十分である。	新型コロナウイルスが5類へと移行したため、対面で会議が開催されることが増えるため、各圏域ごとの自立支援協議会の活性化に努め、地域課題の解決に向けた具体的な取組の検討を進める。	障害福祉課		
⑤ ひとり親家庭相談窓口の整備																
	147 かながわひとり親家庭相談ダイヤルの開設	平日夜間や土日に相談できる電話相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。	「LINE」を活用した相談事業の導入に向け、平成31年2月に試行を行い、令和元年10月1日から「ひとり親家庭相談LINE」を実施。 令和2年度 相談受付件数 1,049件 令和3年度 相談受付件数 539件 令和4年度 相談受付件数 753件									LINE社が提供する情報サービスが、総務省が示すガイドラインに合致し、情報管理に問題がないか、引き続き注視していく必要がある。	デジタル戦略本部室や受託企業との連携を密にし、課題に対応していく。	子ども家庭課		
⑥ その他の相談窓口の整備																
	148 配偶者等暴力相談	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。									配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、女性相談員によるDV相談を実施し、暴力被害者等への適切な支援が図られた。	相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要がある。	県広報媒体やインターネットの活用等により、意識啓発や相談窓口周知の強化を図る。	共生推進本部室	



構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱—中柱 —項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(2) 経済的問題、法的問題に対する相談支援の充実															
① 多重債務者に対する相談窓口体制の充実															
	149 多重債務者相談の周知及び多重債務防止のための普及啓発	相談窓口の周知により、現に多重債務状態に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済と生活再建支援につなげるとともに、関係機関や団体と連携して新たな多重債務者の発生を予防します。	県内の多重債務相談窓口を案内するリーフレットを3,500部作成、配布した。新型コロナウイルスの影響で、対面による相談を原則中止し、研修もWEB研修がメインとなったことにより、配布機会が減少し、作成部数を500部減らした。	多重債務相談窓口を案内するリーフレットを4,000部作成、配布する。		○	リーフレット作成・配布 4,000部	4,000部	3,500部	4,000部	87.5%	B	幅広く相談窓口の周知が図れるようリーフレットの配布先を適宜検討する必要がある。	リーフレットを作成・配架する取組みを継続する。	消費生活課
	150 多重債務者等生活再建支援相談の実施	多重債務や住宅ローンの返済等に悩む方の生活の立て直しを図るため、生活再建支援相談に精通した団体への委託により相談を実施します。国が実施する特別相談会において生活再建支援相談を併設実施します。	【令和3年度事業終了】生活困窮者自立支援法の改正に伴い、福祉部局との役割分担が明確となったことから、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業を見直し、令和3年度をもって「多重債務者等生活再建支援相談」は終了した。												消費生活課
② 多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実															
	151 包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	保健福祉の専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、包括的に相談を受ける「こころとくらしの電話相談」を精神保健福祉センター、電話相談室で2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち2回を神奈川県弁護士会主催で実施。	相談会開催 4回/年  全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施		○	4回  8箇所	4回  3箇所	4回  4箇所	4回  8箇所	100.0%  20.0%	A  D	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	各職種の専門家が一堂に会して包括的に行なうネットを維持して、より効率的な相談会の実施について検討していく。	精神保健福祉センター
	152 暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施。	相談会開催 4回/年  全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施		○	4回  8箇所	4回  3箇所	4回  4箇所	4回  8箇所	100.0%  20.0%	A  D	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
	153 配偶者等暴力相談【再掲】	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。				配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、女性相談員によるDV相談を実施し、暴力被害者等への適切な支援が図られた。						相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要がある。	県広報媒体やインターネットの活用等により、意識啓発や相談窓口周知の強化を図る。	共生推進本部室
(3) 自殺多発地域等における対策の充実															
① 自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の促進															
	154 地域自殺対策ハイリスク地域ネットワーク会議	自殺多発地域における、定期的な巡回パトロールの実施、地域周辺の安全確保に取り組めます。	パトロールにより、自殺の情報収集を行い、具体的なケースを把握し、自殺予防対策に役立っている。声掛け回数が増加等、ハイリスク地の雰囲気はよくなりました。自殺に関するインターネット情報に関して、自殺を扇動するような情報インターネット・ホットラインセンターへ情報の削除を依頼した。	周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議1回、研修会1回を開催し、巡回パトロールを月2回継続実施する。		○	連絡会議を1回開催  研修会1回を開催  巡回パトロール年24日実施	1回  1回  24日	4回  1回  24日	1回  1回  24日	400.0%  100.0%  100.0%	A  A  A	自殺の名所としてインターネットで上がってくるので自殺目的で訪問する人たちへの働きかけが難しい。夜間等の関係機関が動きにくい時やマンパワーがない時の開わりが課題。地域住民の理解と協力が必要である。	警察、消防、地域住民等を対象に自殺に傾きそうな人への対応について知識の普及を行う。	保健福祉事務所

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課	
大柱—中柱 —項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	155 ホームドアの設置促進	鉄道駅における転落防止等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に補助を行い、設置促進を図ります。	川崎駅(JR南武線)、相模原駅(JR横浜線)、武蔵溝ノ口駅、登戸駅(JR南武線)、相模大野駅、海老名駅、本厚木駅(小田急小田原線)、目ノ出町駅、汐入駅(京急本線)の9駅に対し補助。				登戸駅(JR南武線)は、世界的な半導体不足により年度内に完成することが出来ず、繰越となったため。						鉄道事業者が行うホームドア設置事業の促進について、確実な予算措置が講じられるよう、国に対し要望するとともに、県としても、引き続きホームドアの設置促進に取り組んでいく。	引き続き、鉄道事業者が行うホームドア設置に補助を行い、設置促進に努めていく。	交通企画課
② 自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討															
	156 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】	自殺多発地域周辺の保健福祉事務所における、周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議の開催、関係機関・団体への支援者研修の開催を行い、自殺多発地域周辺の自殺予防に取り組んでいきます。	パトロールにより、自殺の情報収集を行い、具体的なケースを把握し、自殺予防対策に役立てている。声掛け回数の増加等、ハイリスク地の雰囲気への取り組みに努めた。自殺に関するインターネット情報に関して、自殺を扇動するような情報インターネット・ホットラインセンターへ情報の削除を依頼した。	周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議1回、研修会1回を開催し、巡回パトロールを月2回継続実施する。			連絡会議を1回開催	1回	4回	1回	400.0%	A	自殺の名所としてインターネットで上がってくるので自殺目的で訪問する人たちへの働きかけが難しい。夜間等の関係機関が動きにくい時やマンパワーがない時の関わりが課題。地域住民の理解と協力が必要である。	警察、消防、地域住民等を対象に自殺に傾きそうな人への対応について知識の普及を行う。	保健福祉事務所
						研修会1回を開催	1回	1回	1回	100.0%	A				
						巡回パトロール年24日実施	24日	24日	24日	100.0%	A				
(4) インターネット上の自殺関連情報対策の推進															
① インターネット上の自殺予告事案に対する迅速、適切な対応の実施															
	157 インターネット上の自殺予告事案への必要な措置	インターネット上における自殺予告事案を認知し、緊急に対処する必要がある場合には、人命保護の観点から、通信事業者等の協力を得て発信者を特定し、住所地を管轄する警察において人命救助等の措置をとります。	インターネット上における自殺予告事案を認知した際は、プロバイダ等の協力を得て、他都道府県警察と連携を取り、自殺予告者の安否確認を実施した。				関係部署と連携をとり、インターネット上の自殺予告者の安否を確認するなど、迅速・適切な対応に努めた。						インターネット上の自殺予告の書き込み内容が「緊急避難」の要件を満たさないと判断された場合は、プロバイダ等から、発信者の情報を得ることができず、企業によっては、回答までに時間を要し、自殺予告者を特定するのが遅れること。	引き続き、迅速・適切な対応に努める。	人身安全対策課 サイバー犯罪捜査課
(5) 介護者への支援の充実															
① 地域包括支援センター等と地域関係機関との協力体制の充実															
	158 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施	地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行っており、県は地域支援事業交付金を通じて、市町村が設置する地域包括支援センターの総合相談等の取組を支援します。	市町村による、地域包括支援センターでの総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の費用の一部を負担した。	地域包括支援センターの設置数(ランチ・サブセンターを含む)平成32年度までに381箇所(高齢福祉課計画による)			○平成32年度までに381箇所	371箇所	383箇所	—	—	—	市町村による地域の実情に応じた多様なサービスの提供が重要である一方、地域包括支援センター間の機能の標準化及び機能の向上が課題。	引き続き、地域支援事業交付金を通じて地域包括支援センター運営事業への支援を実施する他、専門職のアドバイザー派遣を通じて、課題解消に向けた支援を実施する。	高齢福祉課
	159 地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築	地域包括支援センターでは、地域における見守り、保健・医療・福祉、権利擁護等についての関係機関や団体、ボランティア等の様々な活動との連携を図り、ネットワークの構築に取り組んでおり、地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議(地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議)の必要経費に対して、地域支援事業交付金を通じて、市町村を支援します。	○地域包括支援センター等による地域ケア会議の開催回数 2,224回※	地域ケア会議及び地域包括ケア会議の開催回数 平成32年度までに2,616回(高齢福祉課計画による)			○平成32年度までに2,616回/年	2,469回	2,224回	—	—	—	自立支援・重度化防止を踏まえた地域ケア会議及び地域包括ケア会議の質の向上	・市町村単位では専門職の確保が困難なため、引き続き、専門職派遣事業を通じて、市町村が実施する地域ケア会議等の質的向上を図る。	高齢福祉課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課							
大柱—中柱 —項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定										
② 家族介護支援等のための取組みの推進																					
	160	家族介護支援事業	市町村では、地域の実情に応じて、要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルスチェックや健康相談、介護者同士の交流会の開催等を行う「家族介護継続支援事業」の実施により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減しており、県は地域支援事業交付金を通じて、市町村の当該家族介護支援事業の取組を支援します。	市町村による、「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルスチェックや健康相談、在宅介護者に対する家族介護慰労事業等の「家族介護継続支援事業」の費用の一部を負担した。								国において令和3年5月17日に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」が取りまとめられるなど、ケアラー支援に対する関心やニーズは高まっている。家族介護支援事業は地域支援事業の任意事業に位置づけられており、今後、高齢化の進展に伴い、当該事業の重要性は更に高まることが予測されるため、引続き実施主体である市町村への支援が必要である。	第8期かながわ高齢者保健福祉計画(計画期間:令和3年度～令和5年度)に「ケアラーへの支援」を位置付け、令和2年度に部局横断的なケアラー支援庁内連絡会議を立ち上げた。引続き、家族介護支援事業を実施する市町村への支援を継続するとともに、啓発や各種相談機関の職員研修を通じてケアラー支援対応力の底上げを図っていく。	高齢福祉課							
	161	「かながわ認知症コールセンター」の運営【再掲】	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会等の取組を行います。	「かながわ認知症コールセンター」を年間154日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間887件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。							○	毎年度約150日	148日	154日	154日	100.0%	A	今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、相談体制の充実を図る必要がある。	ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を着実に実施する。	高齢福祉課	
(6) マスメディアへの働きかけ																					
① 報道機関への「マスメディアのための手引き」の周知																					
	162	こころといのちのサポート事業	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」の連携を通じ、報道機関に必要な情報を提供していきます。	令和4年度は、計画改定年のため、様々な関係や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を対面で2回、書面で2回開催し、「かながわ自殺対策計画」の進行管理方法にかかる協議を行いながら計画改定を行った。地域部会も2回開催した。								○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催	2回	4回	2回	200.0%	A	かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。	より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課
(7) 制度等の見直し																					
① 自殺の要因となる制度等についての問題提起等																					
	163	こころといのちのサポート事業【再掲】	自殺対策に係る情報共有、協議等のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を開催し、自殺の要因となる制度等について、必要に応じて問題提起を行い、検討及び提言を行います。	令和4年度は、計画改定年のため、様々な関係や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を対面で2回、書面で2回開催し、「かながわ自殺対策計画」の進行管理方法にかかる協議を行いながら計画改定を行った。地域部会も2回開催した。								○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催	2回	4回	2回	200.0%	A	かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。	より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター

構成施策事業			進捗状況										課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱—中柱 —項目	施策名	内容	実績	項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
10 自殺未遂者支援を進める															
(1) 救急医と精神科医との連携															
① 救急搬送された自殺未遂者の再発防止に向けた救急医と精神科医の連携体制整備															
	164 自殺対策検討会の実施	保健福祉事務所・センターにおいて、各地域の一般医療機関と精神科医療機関の連携について、地域の実情に応じ、会議や研修を通じて課題の検討に取り組みます。	各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより、地域の連携を深めた。 ・平塚保健福祉事務所:1回 ・鎌倉保健福祉事務所:「いきるを支える鎌倉・逗子・葉山」実行委員会 年6回開催 ・小田原保健福祉事務所:会議、研修会 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター:1回 (テーマ:市町村の自殺対策計画改定) ・平塚保健福祉事務所秦野センター:1回(オンライン開催) 教育部門も参加 ・厚木保健福祉事務所:1回(ハイリスク地以外) ・厚木保健福祉事務所大和センター:1回(参加団体25、参加人数27名) ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター:3回(部会含む)	各保健福祉事務所・センター単位で、自殺対策に資する検討会を実施(厚木保健福祉事務所はハイリスク地ネットワーク会議を別途実施のため、対象から除く)			保健福祉事務所・センター(厚木除く)計7箇所すべてで毎年度検討会を開催	7箇所	8箇所	7箇所	114.3%	A	各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより、地域の連携を深めた。 ・平塚保健福祉事務所:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・鎌倉保健福祉事務所:鎌倉・逗子・葉山地域における自殺対策の推進のため、より一層、関係機関との連携を密にし、支えあう地域づくりを目指す。 ・小田原保健福祉事務所:未遂者支援の事例がないため、連携がうまく取れない。 ・平塚保健福祉事務所秦野センター:若年層と関わる部門との連携が必要	各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより、地域の連携を深めた。 ・平塚保健福祉事務所:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・小田原保健福祉事務所:未遂者支援をテーマに研修会を実施する ・平塚保健福祉事務所秦野センター:高校年齢に関わる教育部門への参画を検討	保健福祉事務所・センター
	165 自殺未遂者支援事業	救命救急センター等に社会福祉士等の専門職を配置し、病院に搬送された精神的な問題を抱えた自殺未遂者及び家族に対して、関係機関と連携した支援を行います。	県内にある救命救急センター(東海大学医学部付属病院)に相談専門職(社会福祉士)を配置し、搬送された自殺未遂者に対して面接相談、地域の関係機関との連携を図り、連絡調整会議・ケース検討会の開催、自殺未遂者への退院後のフォローを行う等、医療機関、警察、救急隊、行政機関と連携した支援体制の構築を進めた。 ・支援実施件数 193件 ・連絡会議実施回数 3回 ・電話フォロー率 54.7%(81人)	自殺再発防止のため、東海大学医学部付属病院に救急搬送された未遂者への退院後フォローとして、退院1か月後に電話フォローを行い、希死念慮の有無について再確認する。			電話フォロー率50%以上	32.3%	54.0%	50.0%	108.0%	A	自殺未遂の起こるケースは様々で、継続的なフォローが必要な方に適切な支援が届くよう、地域につなげる必要があることから、全県展開においても地域の関係機関との連携強化がより一層求められる。	事業フローをもとに、本事業における様々なケース等を通じて、東海大学医学部付属病院と保健所の役割を振り返り、継続的な支援が必要な方を最終的に地域につなげることを見据えて課題等を検証し、地域の医療機関(クリニック等)や施設を含めた地域の関係機関との包括的な支援体制の構築を進めていく。	がん・疾病対策課
(2) 精神科救急医療体制の充実															
① 症状に応じた迅速で適切な医療が身近な場所で受けられる体制の充実															
	166 精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	精神科救急医療体制において、3次救急(措置診察)の受入件数1,010件、初期(外来)及び2次(入院)救急の紹介を行った件数482件のうち、相談者のキャンセルを除く411件の受入を行った。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)			横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	7施設	85.7%	B	精神科救急医療体制における受入医療機関には、地域偏在があり、できるだけ身近な地域での受診ができるよう体制の見直しが必要となっている。また、身体疾患や薬物依存症等の専門治療が行える医療機関が限られているため、専門医療機関と精神科救急医療体制との連携を進める必要がある。	精神科救急医療体制を運用している4県市及び精神科救急医療体制に参画する医療機関とで、課題に対する意見交換や具体的取組の検討を行っていく。目標達成の指標の設定についても、検討をしていきたい。	がん・疾病対策課

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	R04(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度			
(3) 自殺未遂者のケア等の研修														
① 精神科医療従事者等への自殺未遂者支援研修の実施														
	167 自殺未遂者支援研修の実施	精神科医療機関等の関係機関や行政機関の職員を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催します。	新型コロナウイルス感染症対策に配慮してオンラインで開催した。 119人	研修参加者累計 400人	○	研修参加者 80人×5年＝ 累計400人	0人	554人	400人	138.5%	A	自殺対策事業における、他の事業との連携等について、検討が必要である。	研修内容や方法について検討して、企画していく。	精神保健福祉センター
(4) 自殺未遂者の相談支援体制の充実														
① 自殺未遂者に関わる職員への研修の実施														
	168 自殺未遂者支援研修の実施【再掲】	行政機関や関係機関の職員等の支援者を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法や各機関が実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催します。	新型コロナウイルス感染症対策に配慮してオンラインで開催した。 119人	研修参加者累計 400人	○	研修参加者 80人×5年＝ 累計400人	0人	554人	400人	138.5%	A	自殺対策事業における、他の事業との連携等について、検討が必要である。	研修内容や方法について検討して、企画していく。	精神保健福祉センター
② 身近な人の見守りを支援し、継続的な支援を行う地域ネットワーク体制の整備														
	169 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 令和4年度:相談19,050件(延件数) 訪問指導3,816件(延件数) (その他) 精神保健福祉相談で精神疾患を抱える方やご家族への来所対応の他、訪問による支援を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応した。			・相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。 ・新型コロナ感染症の感染下においても個別支援を丁寧に行っている。 ・措置入院者退院後支援の事業も利用し、自殺企図により措置入院された方への地域生活支援を行っている。						入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	・引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。 ・コロナ禍で実施できなかった普及啓発の研修はオンライン開催する。	保健福祉事務所・センター

構成施策事業			実績	進捗状況										課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱—中柱—項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	R04(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度	判定				
	170 ベッドサイド法律相談	県は、法律専門家である司法書士が入院先に赴き、自殺未遂による救急搬送先の医療機関の理解を得て、未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行います。	2次保健医療圏3圏域の協力医療機関で実施。(相談6件)	2次保健医療圏9圏域すべての協力医療機関で実施	○		9圏域で実施	2圏域	5圏域	9圏域	42.9%	D	自殺に至る要因は様々な問題が複合的に絡み合っているといわれており、救急搬送された自殺未遂者のうち、原因が法律問題である場合には、早い段階から問題解決へ向けて、入院中から法律専門家による生活相談を行うことが重要である。	法律専門家である司法書士が入院先に赴き、自殺未遂による救急搬送先の医療機関の理解を得て、自殺未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行う。2次保健医療圏9圏域の医療機関で実施できるように周知する。	精神保健福祉センター	
11 遺された人への支援を進める																
(1) 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援																
① 遺族のための集いの開催や自助グループへの支援																
	171 自死遺族の集いの開催	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、全国自死遺族総合支援センター等の民間団体との情報共有、連携を強化します。大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取り組みを進めます。	年6回開催 毎回参加者にアンケートを実施し、再度参加を希望する者の割合は90%だった。感想では「他の参加者の話を聞いて気持ちが落ち着いた」「話す事ができて気持ちが楽になった」「自分だけではないと思う事ができてよかった」など肯定的な内容が多かった。	再度参加を希望する者の割合を90%	○		再度参加希望90%	80.0%	90.0%	90.0%	100.0%	A	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語れる場を安定的に継続的に提供することが必要。時間短縮、2グループに分けるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて実施した。	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語れる場を安定的に継続的に提供していく。	精神保健福祉センター	
(2) 遺族を対象とした相談体制の充実																
① 遺族が相談しやすい相談支援体制の充実																
	172 自死遺族相談	「自死遺族電話相談」(毎週水曜日・木曜日13時30分～16時30分)を専用回線で実施します。また、必要な方には、「自死遺族面接相談」(月曜日～金曜日9時～17時※祝日を除く)を実施し、より質の高い相談支援が提供できるよう取り組みます。	自死遺族電話相談 祝日・年末年始を除く水・木曜日13:30～16:30 216件(稼働日数:97日) 自死遺族の持つ複雑な思いを周囲の人が受け止めることはとても難しいため、必要な方には、「自死遺族面接相談」を実施しています。	自死遺族相談は、定期的開設することで、相談者が安心して相談できる場(電話相談・対面相談)を提供することが目標としているため、安定的な実施体制を目標とする。	○		自死遺族電話相談 週2回	週2回	週2回	週2回	100.0%	A	自死遺族は、自身の複雑な思いを話すことができない場合があるため、自死遺族が心理的に孤立しないように、自死遺族の思いを受け止める電話相談を継続して実施し、必要に応じて自死遺族への相談機関等の情報提供が必要である。	相談員のスキル向上とサポートも含めて、継続実施していく。	精神保健福祉センター	
(3) 学校、職場での事後対応の促進																
① 学校、職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供																
	173 コンサルテーション事業	精神保健福祉センターにおいて、保健福祉事務所等関係機関における複雑困難な事例の対応について、医師、福祉職、保健師を関係機関等に派遣して必要な助言を行います。	令和4年度は、福祉事務所、市町村、関係機関に精神科医師、福祉職を18件派遣し、コンサルテーションを実施した。18件のうち、1件は、自死ケースに関わった支援者に対して支援を行った。					コロナ禍の感染対策の影響もあり、コロナ禍以前よりコンサルテーションの依頼が少なかったが、自死ケースに関わった支援者の支援1件を含め、18件のコンサルテーションを実施した結果、自殺対策の推進に一定の成果があったと考えられる。					遺された人々への支援を進めるため、本事業の活用促進に向けて周知を積極的に行っていく必要がある。	地域へ周知を積極的に行うとともにコンサルテーションの依頼があった場合には、福祉職等の専門職が精神科医師と連携して速やかに支援を実施していく。	精神保健福祉センター	
	174 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、こころの病気等について電話や来所による相談、訪問支援等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 令和4年度:相談19,050件(延件数)訪問指導3,816件(延件数) (その他) 精神保健福祉相談で精神疾患を抱える方やご家族への来所対応の他、訪問による支援を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応した。					相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。 ・新型コロナ感染症の感染下においても個別支援を丁寧に行っている。 ・措置入院者退院後支援の事業も利用し、自殺企図により措置入院された方への地域生活支援を行っている。					入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	・引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。 ・コロナ禍で実施できなかった普及啓発の研修はオンライン開催する。	保健福祉事務所・センター	

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課						
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定									
	175 公立学校への緊急 支援チームの派遣	県立学校及び県内市町村立学校(政令指定 都市を除く)からの要請に応じて、スクールカ ウンセラースーパーバイザーや県教育委員会 指導主事等から構成される緊急支援チームを 派遣し、事案の収束に向けての各学校におけ る組織的な対応の道筋を示し、児童・生徒の こころのケアを行います。	公立学校17校に19チーム、延べ19人の臨 床心理士及び34人の指導主事等を派遣し、 事件・事故等学校における緊急事案の早期 解決を図り、同時に、心に大きなダメージを 負った児童・生徒等のケア体制の充実を図 ることができた。									公立学校17校に19チーム、延べ19人の臨床心理士及び34人の指導主事等を派遣し、事件・事故等 学校における緊急事案の早期解決を図るとともに、心に大きなダメージを負った児童・生徒等のケア 体制の充実を図ることができた。	緊急事態に即応する必要が あり、臨床心理士の確保が困 難な場合がある。	緊急事案発生後、早期の段 階で連絡調整することにより 臨床心理士を確保し、児童・ 生徒等のケア体制の充実を 図る。	学校支援課					
(4) 遺族への関連情報の提供の推進																				
① 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の相談先を掲載したリーフレットの配布、周知																				
	176 リーフレット等を活用 した県民への周知【再掲】	自死遺族支援の情報提供に関するリーフレット 及びチラシを作成するとともに、周知先や周 知方法等の工夫を図り、一人でも多くの自死 遺族に必要な情報が伝わるよう取り組みま す。	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、 地域におけるイベントは少なかつたが、アフ ターコロナの不安を抱える県民は多い。イト ーヨーカドー店舗での配布や、地域からの 依頼で検診会場で配布した実績があった。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街 頭キャンペーンや講演会等で 広く県民に配布する。								県民の自殺対策の重要性に 対する関心と理解をさらに深 めること、また自殺の危機に 陥った場合には誰かに援助 を求めることが適切である ということが、社会全体の共 通認識となることが必要な ため、今後も普及啓発を強 化していく。特に、女性の 自殺者数の増加、若年者の 自殺者が減少していない現 状を踏まえて、自殺予防に 関する普及啓発や相談窓口 の周知に取組んでいく必要 がある。	自殺予防に関することや身 近な地域で相談できる窓口 や機関を掲載したリーフレ ットを作成し、各地域で開 催される自殺対策のイベン トや講演会等で配布し、普 及啓発のさらなる強化を図 ります。	精神保健福祉センター						
12 関係機関・民間団体との連携強化																				
(1) 地域における連携体制の強化																				
① 地域における公的機関、関係機関、民間機関、ボランティア団体との連携体制の強化																				
	177 こころのいのちのサ ポート事業【再掲】	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携の ために、様々な関係機関や民間団体、行政 機関で構成された「かながわ自殺対策会議」 を開催します。	令和4年度は、計画改定年のため、様々な 関係や民間団体、行政機関で構成された 「かながわ自殺対策会議」を対面で2回、書 面で2回開催し、「かながわ自殺対策計画」 の進行管理方法にかかる協議を行いながら 計画改定を行った。地域部会も2回開催し た。	自殺対策を多角的に検討し、 総合的に推進するため、様 々な関係機関や民間機関、行政 機関で構成された会議を毎年 度2回開催し、必要な情報共 有を図る。								計26機関で 構成される 「かながわ自 殺対策会議」 を2回開催	2回	4回	2回	200.0%	A	かながわ自殺対策計画」の推 進体制として、計画が掲げる 全体目標の達成に向け、各 構成機関がいかんにか実践 的に取り組んでいけるかとい う点が重要である。	より一層自殺対策に係る情 報共有、協議を通じて、「かな がわ自殺対策会議」の取組 みをさらに充実させると ともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課
	178 自殺対策検討会の 実施【再掲】	地域の実情に応じた施策を実施するために、 保健福祉事務所・センターで検討会を開催 し、地域の実態に応じた自殺対策の検討を行 います。	各地域において、地域の実情に応じた会議 や研修会を開催し、課題の検討に取り組む ことにより、地域の連携を深めた。 ・平塚保健福祉事務所:1回 ・鎌倉保健福祉事務所:「いきるを支える鎌 倉・逗子・葉山」実行委員会 年6回開催 ・小田原保健福祉事務所:会議、研修会 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター:1 回 (テーマ:市町村の自殺対策計画改定) ・平塚保健福祉事務所秦野センター:1回 (オンライン開催) 教育部門も参加 ・厚木保健福祉事務所:1回(ハイリスク地以 外) ・厚木保健福祉事務所大和センター:1回 (参加団体25、参加人数27名) ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター:3回 (部会含む)	各保健福祉事務所・センター 単位で、自殺対策に資する検 討会を実施(厚木保健福祉事 務所はハイリスク地ネットワ ーク会議を別途実施のため、対 象から除く)								保健福祉事 務所・セン ター(厚木除 く)計7箇所 すべてで毎 年度検討会 を開催	7箇所	8箇所	7箇所	114.3%	A	各地域において、地域の実 情に応じた会議や研修会を 開催し、課題の検討に取組 むことにより、地域の連携 を深めた。 ・平塚保健福祉事務所:新 型コロナウイルス感染症拡 大防止のため中止 ・鎌倉保健福祉事務所:鎌 倉・逗子・葉山地域にお ける自殺対策の推進ため 、より一層、関係機関と の連携を密にし、支えあ う地域づくりを目指す。 ・小田原保健福祉事務所: 未遂者支援の実践例がな いため、連携がうまく取 れない。 ・平塚保健福祉事務所 秦野センター:若年層と 関わる部門との連携が必 要	各地域において、地域の実 情に応じた会議や研修会を 開催し、課題の検討に取 組むことを継続していく。 ・平塚保健福祉事務所: 新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止 ・小田原保健福祉事務所: 未遂者支援をテーマに研 修会を実施する ・平塚保健福祉事務所 秦野センター:高校生 年齢に関わる教育部門 への参画を検討	保健福祉事務所・セン ター

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和4年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	R04 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度			
	179 障がい者虐待防止 対策	障害者権利擁護センターの運営を特定非営利活動法人神奈川県障害者自立生活支援センターに委託し、通報や届出の受理、相談、普及啓発のための研修会の開催等を行う。障害者権利擁護センターが受理した通報・相談への対応・助言等について、適宜弁護士から法的助言を受け、権利擁護センターの法的専門性を確保する。市町村や障害者福祉施設等における障がい者虐待防止や権利擁護の推進に寄与する人材を養成するための研修を開催する。	○ 障害者権利擁護センターへの通報、届出等件数:47件 ○ 神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修:令和4年12月19日(月)～令和5年1月20日(金)【3コース合計】122人出席 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、開催方式をオンライン形式で実施した。 ○ 弁護士による法的助言 3回	研修受講者数 100人/年	○	受講者数 100人/年	100人	122人	100人	122.0%	A	・法で定める3つの虐待に限らず様々な相談が寄せられるが、本来の役割である使用者による障がい者虐待の通報受付件数が少ない。	・研修の講義内容や運営について、研修終了者のフィードバックを検証し、弁護士による法的助言を受けつつ、引き続き虐待防止人材の育成に取組み、権利擁護センターとしての機能、専門性を確保する。	障害福祉課
(2) 民間団体との連携体制の強化														
① 人材育成に関する相互協力及び民間団体が行う先駆的な自殺対策の支援														
	180 民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援	民間団体(横浜いのちの電話)の電話相談支援事業に対する補助を行い、電話相談員が熟練の相談員に指導を受けて(スーパービジョン)、資質を向上させるための支援を行っています。また、活動や相談員募集に関する広報等の協力をを行っています。	精神的危機に直面している人々を支援する相談員の質の向上を図るため、相談員109名を対象にスーパービジョン(一人一回必修)を実施した。また、相談員相互による実践的な学びの場としての研修を地区別のグループに分かれて実施した。	スーパービジョン相談育成養成数 累計1,400人(平成27年度末～平成34年度末)	○	1400人	350人	1047人	1225人	79.7%	B	コロナ禍と相談員の高齢化により、研修への参加が困難になってきている。	新型コロナウイルス感染症対策の強化をはかり、研修に少しでも安心して参加できるようにする。また、相談員の減少傾向に対し、相談員の確保のため応募者の増加に力を入れておく。	がん・疾病対策課
	181 電話相談関係機関業務研修会の開催	地域で電話相談を実施している関係機関や電話相談及び相談業務を行っている相談員が、電話相談の基本的姿勢等を学び、さらに相談員の資質の向上を図るため、電話相談員研修の開催に取り組みます。	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため中止	電話相談及び相談業務を行っている相談員の資質向上を図ることを目的として電話相談員研修を実施し、平成30年度から34年度間で、受講者数250名以上とする。		受講者数累計250人	0人	270人	250人	108.0%	A	こころの電話相談が委託化され、特定電話相談を継続しており、スキルアップに向けた内容、方法の見直しが必要である。	特定電話相談のスキルアップに向けた内容、方法で計画していく。	精神保健福祉センター
② 自死遺族の集いの開催やグループ支援等の取組みの連携、推進														
	182 自死遺族の集いの開催【再掲】	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、全国自死遺族総合支援センター等の民間団体との情報共有、連携を強化します。大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取組みを進めます。	年6回開催 毎回参加者にアンケートを実施し、再度参加を希望する者の割合は90%だった。感想では「他の参加者の話を聞いて気持ちが落ち着いた」「話す事ができて気持ちが楽になった」「自分だけではないと思う事ができてよかった」など肯定的な内容が多かった。	再度参加を希望する者の割合を90%	○	再度参加希望90%	80.0%	90.0%	90.0%	100.0%	A	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語る場を安定的に継続的に提供することが必要。時間短縮、2グループに分けるなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて実施した。	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語る場を安定的に継続的に提供していく。	精神保健福祉センター